

## (参考資料)

### 1. 様式集

#### (1) 省令により定められた様式

様式名		備考
○ 別記様式第一(第六条関係)	雨水浸透阻害行為許可申請(協議)書	ダウンロード可
○ 別記様式第二(第十六条関係)	雨水浸透阻害行為に関する工事完了届出書	ダウンロード可
○ 別記様式第三(第十六条関係)	雨水浸透阻害行為に関する工事廃止届出書	ダウンロード可
○ 別記様式第四(第十八条関係)	裁決申請書(法第17条第7項の規定による)	ダウンロード可
○ 別記様式第五(第十八条関係)	裁決申請書(法第24条第2項の規定による)	ダウンロード可
○ 別記様式第六(第十九条関係)	雨水貯留浸透施設機能阻害行為許可申請(協議)書	ダウンロード可
○ 別記様式第七(第二十四条関係)	保全調整池機能阻害行為届出書	ダウンロード可
○ 別記様式第八(第三十二条関係)	裁決申請書(法第34条第9項の規定による)	ダウンロード可
○ 対策工事の計画が技術的基準に適合することを証する書類(第八条関係)		
様式A	土地利用別面積集計表	ダウンロード可
様式B	雨水浸透阻害行為前後の雨水流出量	計算システムで作成
様式C	雨水貯留浸透施設の規模	申請者にて作成
様式D	調整池容量計算結果	計算システムで作成
様式E	貯留・浸透施設チェックシート(調整池容量計算システム)	ダウンロード可

#### (2) 市規則により定められた様式

様式名		備考
○ 第1号様式(第2条関係)	雨水浸透阻害行為に関する工事及び対策工事の計画説明書	ダウンロード可
○ 第2号様式(第4条関係)	雨水浸透阻害行為変更許可申請(協議)書	ダウンロード可
○ 第3号様式(第5条関係)	雨水浸透阻害行為変更届出書	ダウンロード可
○ 第4号様式(第5条関係)	雨水浸透阻害行為に関する工事着手届出書	ダウンロード可
○ 第5号様式(第9条関係)	雨水浸透阻害行為に関する工事の検査済証	
○ 第6号様式(第10条関係)	雨水貯留浸透施設に設置する標識	
○ 第7号様式(第10条関係)	特定都市河川浸水被害対策法による命令の公示	
○ 第8号様式(第10条関係)	保全調整池に設置する標識	
○ 第9号様式(第11条関係)	身分証明書(立入検査)	
○ 第10号様式(第11条関係)	身分証明書(測量又は調査のための土地の立入り等)	

#### (3) その他の必要な様式

様式名		備考
○ 貯留施設台帳+検査シート		ダウンロード可
○ 浸透施設台帳+検査シート		ダウンロード可

### 2. Q&A集

- (1) 法第9条許可の手続き関係
- (2) 法第18条関係
- (3) 農地関係
- (4) 県規制関係
- (5) その他
- (6) 県回答分
- (7) 窓口関係(想定)

(1) 省令により定められた様式

別記様式第一 (第六条関係)

許可申請  
雨水浸透阻害行為 書  
協 議

	<p>第9条 特定都市河川浸水被害対策法 の規定により、雨水浸透阻害行為について 第14条 許可を申請 て します。 協 議 年 月 日 殿 住所 氏名 印</p>	<p>※ 手数料欄</p>
雨水浸透阻害行為等の概要	1 雨水浸透阻害行為の区域に含まれる地域の名称	
	2 雨水浸透阻害行為区域の面積	平方メートル
	3 雨水浸透阻害行為に関する工事の計画の概要	
	4 対策工事の計画の概要	
	5 雨水浸透阻害行為に関する工事の着手予定日	年 月 日
	6 雨水浸透阻害行為に関する工事の完了予定日	年 月 日
	7 対策工事の着手予定日	年 月 日
	8 対策工事の完了予定日	年 月 日
	9 その他必要な事項	
※受付番号	年 月 日 第 号	
※許可に付した条件		
※許可番号	年 月 日 第 号	

- 備考 「許可申請」「第9条」「許可を申請」「協 議」、第14条、「協 議」については、該当するものを○で囲むこと。
- 2 許可申請者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
  - 3 許可申請者の氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。
  - 4 ※印のある欄は記載しないこと。
  - 5 雨水浸透阻害行為に関する工事の計画及び対策工事の計画については、概要の記述の末尾に「(計画の詳細は、別葉の計画説明書及び計画図による。)」と記載し、それぞれ計画説明書及び計画図を別葉とすること。
  - 6 「その他必要な事項」の欄には、雨水浸透阻害行為を行うことについて、都市計画法、農地法その他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続の状況を記載すること。

別記様式第二（第十六条関係）

雨水浸透阻害行為に関する工事完了届出書

年 月 日

殿

届出者 住所

氏名

印

特定都市河川浸水被害対策法第17条第1項の規定により、雨水浸透阻害行為に関する工事（許可番号 年 月 日第 号）が下記のとおり完了しましたので届け出ます。

記

- 1 雨水浸透阻害行為に関する工事の完了年月日 年 月 日
- 2 対策工事の完了年月日 年 月 日
- 3 雨水浸透阻害行為に関する工事を完了した行為区域に含まれる地域の名称

※受付番号	年 月 日 第 号
※検査年月日	年 月 日
※検査結果	合 否
※検査済証番号	年 月 日 第 号

- 備考
- 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
  - 2 届出者の氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。
  - 3 ※印のある欄は記載しないこと。

別記様式第三（第十六条関係）

雨水浸透阻害行為に関する工事廃止届出書

年 月 日

殿

届出者 住所

氏名 印

特定都市河川浸水被害対策法第17条第1項の規定により、雨水浸透阻害行為に関する工事（許可番号 年 月 日第 号）を下記のとおり廃止しましたので届け出ます。

記

1 雨水浸透阻害行為に関する工事廃止年月日 年 月 日

2 雨水浸透阻害行為に関する工事を廃止した行為区域に含まれる地域の名称

- 備考 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 届出者の氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

別記様式第四（第十八条関係）

裁 決 申 請 書

裁決申請者 住所

氏名

相手方 住所

氏名

特定都市河川浸水被害対策法第17条第7項の規定による協議が成立しないので、下記により、裁決を申請します。

記

- 1 損失の事実
- 2 損失の補償の見積り及びその内容
- 3 協議の経過

年 月 日

裁決申請者 住所

氏名

印

殿

備考

- 1 「損失の事実」については、発生の場所及び時期を併せて記載すること。
- 2 「損失の補償の見積り及びその内容」については、積算の基礎を明らかにすること。
- 3 「協議の経過」については、経過の説明のほか、協議が成立しない事情を明らかにすること。
- 4 裁決申請者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 5 裁決申請者の氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

別記様式第五（第十八条関係）

裁 決 申 請 書

裁決申請者 住所  
氏名  
相手方 住所  
氏名

特定都市河川浸水被害対策法第24条第2項において準用する同法第17条第7項の規定による協議が成立しないので、下記により、裁決を申請します。

記

- 1 損失の事実
- 2 損失の補償の見積り及びその内容
- 3 協議の経過

年 月 日

裁決申請者 住所  
氏名 印

殿

備考

- 1 「損失の事実」については、発生の場所及び時期を併せて記載すること。
- 2 「損失の補償の見積り及びその内容」については、積算の基礎を明らかにすること。
- 3 「協議の経過」については、経過の説明のほか、協議が成立しない事情を明らかにすること。
- 4 裁決申請者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 5 裁決申請者の氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

別記様式第六（第十九条関係）

雨水貯留浸透施設機能阻害行為  
許可申請  
協議書

<p>第 18 条 第 1 項 の 特定都市河川浸水被害対策法 第 18 条第 4 項において準用する同法第 14 条</p> <p>規定により、雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為について 許可を申請 します。 協議 年 月 日 殿</p> <p>住所 氏名 印</p>		※ 手数料欄
雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為の概要	1 雨水貯留浸透施設の名称及び雨水浸透阻害行為に関する工事の検査済証番号	
	2 雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為の種類	
	3 雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為を行う地域の名称	
	4 雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為の設計又は施行方法（保全工事を行う場合には、保全工事の設計又は施行方法を含む。）の概要	
	5 雨水貯留浸透施設の機能の保全上支障がないことを明らかにする事項	
	6 雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為着手予定日	年 月 日
	7 雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為完了予定日	年 月 日
	8 保全工事の着手予定日	年 月 日
	9 保全工事の完了予定日	年 月 日
	10 その他必要な事項	
※受付番号	年 月 日	第 号
※許可に付した条件		
※許可番号	年 月 日	第 号

- 備考 1 「許可申請」「第 18 条 第 1 項」「許可を申請協議」、第 18 条第 4 項において準用する同法第 14 条、「協議」については、該当するものを○で囲むこと。
- 2 許可申請者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 3 許可申請者の氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。
- 4 ※印のある欄は記載しないこと。
- 5 雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為の設計又は施行方法(保全工事を行う場合には、保全工事の設計又は施行方法を含む。)については、概要の記述の末尾に「(設計又は施行方法の詳細は、別葉の計画図による。)」と記載し、計画図を別葉とすること。
- 6 「その他必要な事項」の欄には、雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為

を行うことについて、建築基準法その他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続の状況を記載すること。

別記様式第七（第二十四条関係）

保全調整池機能阻害行為届出書

特定都市河川浸水被害対策法第25条第1項の規定により保全調整池の機能を阻害するおそれのある行為を届け出ます。 年 月 日 殿		届出者	住所	印
保全調整池の機能を阻害するおそれのある行為の概要	1 保全調整池の名称及び指定番号			
	2 保全調整池の機能を阻害するおそれのある行為の種類			
	3 保全調整池の機能を阻害するおそれのある行為を行う地域の名称			
	4 保全調整池の機能を阻害するおそれのある行為の設計又は施行方法（保全工事を行う場合には、保全工事の設計又は施行方法を含む。）の概要			
	5 保全調整池の機能を阻害するおそれのある行為の着手予定日		年	月 日
	6 保全調整池の機能を阻害するおそれのある行為の完了予定日		年	月 日
	7 保全工事の着手予定日		年	月 日
	8 保全工事の完了予定日		年	月 日
	9 その他必要な事項			
※受付番号		年	月 日	第 号

- 備考
- 1 許可申請者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
  - 2 許可申請者の氏名（法人にあつては、その代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。
  - 3 ※印のある欄は記載しないこと。
  - 4 保全調整池の機能を阻害するおそれのある行為の設計又は施行方法（保全工事を行う場合には、保全工事の設計又は施行方法を含む。）については、概要の記述の末尾に「（設計又は施行方法の詳細は、別葉の計画図による。）」と記載し、計画図を別葉とすること。
  - 5 「その他必要な事項」の欄には、保全調整池の機能を阻害するおそれのある行為を行うことについて、建築基準法その他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続の状況を記載すること。

別記様式第八（第三十二条関係）

裁 決 申 請 書

裁決申請者 住所

氏名

相手方 住所

氏名

特定都市河川浸水被害対策法第34条第9項の規定による協議が成立しないので、下記により、裁決を申請します。

記

- 1 損失の事実
- 2 損失の補償の見積り及びその内容
- 3 協議の経過

年 月 日

裁決申請者 住所

氏名

印

殿

備考

- 1 「損失の事実」については、発生の場所及び時期を併せて記載すること。
- 2 「損失の補償の見積り及びその内容」については、積算の基礎を明らかにすること。
- 3 「協議の経過」については、経過の説明のほかに、協議が成立しない事情を明らかにすること。
- 4 裁決申請者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 5 裁決申請者の氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

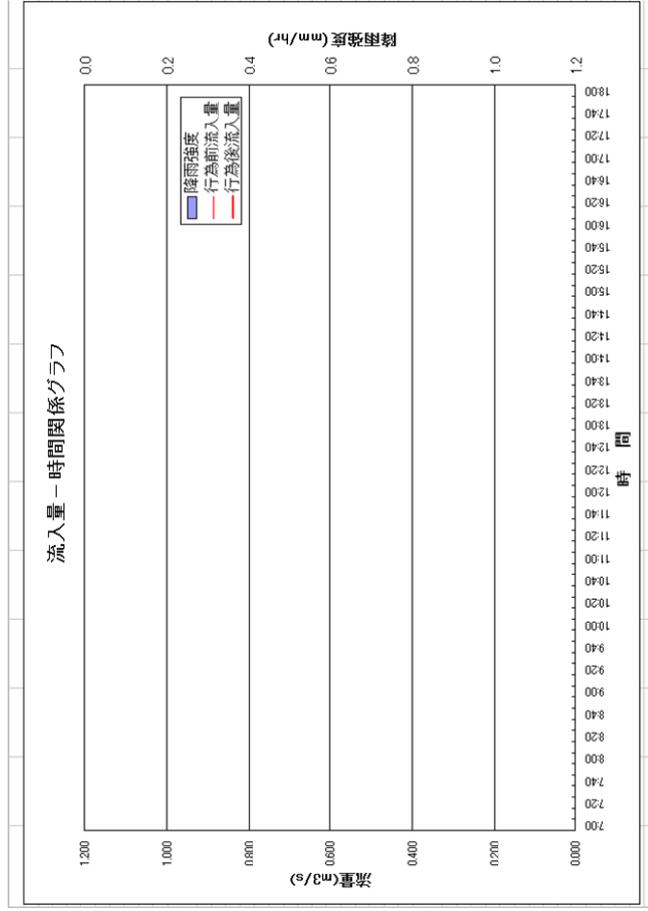
土地利用別面積集計表		エラーチェック→	計画土地利用面積が正しく入力されていないと、ここにエラーメッセージがでます						
区分	土地利用の形態の細区分	①現況土地利用面積(m <sup>2</sup> )	②計画土地利用面積(m <sup>2</sup> ) 上段:現況が1号及び2号関連 中段:現況が3号関連 下段:現況が1～3号関連以外	③雨水浸透阻害行為の該当面積(m <sup>2</sup> ) 1・2号関連:②の中段+下段 3号関連 :②の下段	流出係数	行為前集水面積(ha)	行為後集水面積(ha)		
宅地等に該当する土地	第1号関連	宅地				0.900			
		池沼				1.000			
		水路				1.000			
		ため池				1.000			
		道路 (法面を有しないものに限る。)				0.900			
		道路 (法面を有するものに限る。)	不浸透法面 (流出係数=1.00)						
			植生法面 (流出係数=0.40)						
			上記以外の土地 (流出係数=0.90)						
		鉄道道路 (法面を有しないものに限る。)				0.900			
		鉄道道路 (法面を有するものに限る。)	不浸透法面 (流出係数=1.00)						
			植生法面 (流出係数=0.40)						
			上記以外の土地 (流出係数=0.90)						
		飛行場 (法面を有しないものに限る。)				0.900			
飛行場 (法面を有するものに限る。)	不浸透法面 (流出係数=1.00)								
	植生法面 (流出係数=0.40)								
	上記以外の土地 (流出係数=0.90)								
宅地等以外の土地	第2号関連	コンクリート等の不浸透性材料により舗装された土地 (法面を除く。)				0.950			
		コンクリート等の不浸透性材料により覆われた法面				1.000			
	第3号関連	ゴルフ場 (雨水を排除するための排水施設を伴うものに限る)					0.500		
		運動場その他これに類する施設 (雨水を排除するための排水施設を伴うものに限る)					0.800		
		ローラーその他これに類する建設機械を用いて締め固められた土地					0.500		
	掲上げ記する第1号から第3号に	山地					0.300		
		人工的に造成され植生に覆われた法面					0.400		
林地、耕地、原野、その他ローラーその他これらに類する建設機械を用いて締め固められていない土地						0.200			
合計									
合成流出係数									
				↑ 上記面積が500m <sup>2</sup> 以上の場合、許可申請対象					

# 雨水浸透阻害行為前後の雨水流出量

# 様式-B

時刻	行為前流入量	行為後流入量	降雨強度
0:00			
0:10			
0:20			
0:30			
0:40			
0:50			
1:00			
1:10			
1:20			
1:30			
1:40			

22:30			
22:40			
22:50			
23:00			
23:10			
23:20			
23:30			
23:40			
23:50			
24:00			



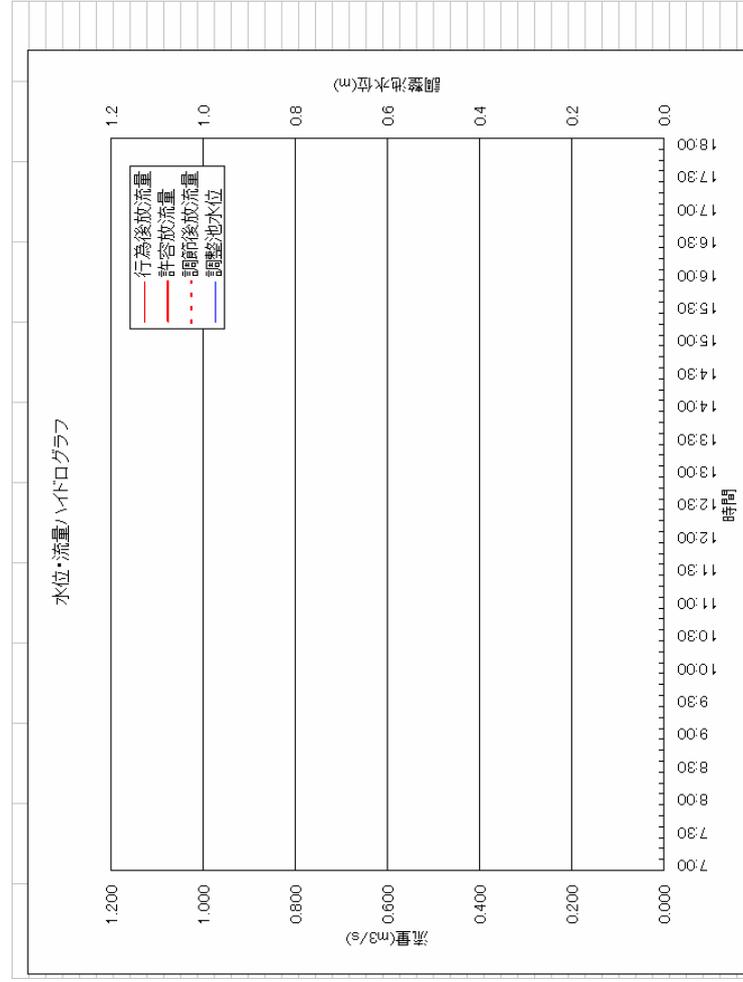


# 対策工事における雨水貯留浸透施設の調整池容量計算結果

## 様式-D

時刻	行為後放流量	許容放流量	調節後放流量	調整池水位
0:00				
0:10				
0:20				
0:30				
0:40				
0:50				
1:00				
1:10				
1:20				
1:30				
1:40				
1:50				

22:00				
22:10				
22:20				
22:30				
22:40				
22:50				
23:00				
23:10				
23:20				
23:30				
23:40				
23:50				
24:00				





(2) 市規則により定められた様式

第1号様式 (第2条関係)

雨水浸透阻害行為に関する工事及び対策工事の計画説明書										
設計者の住所及び氏名 (法人の場合は、所在地、名称及び代表者氏名)	☑ 電話番号									
雨水浸透阻害行為の区域に含まれる地域の名称										
雨水浸透阻害行為に関する工事及び対策工事の計画の方針										
行為区域 (対策工事に係る雨水貯留浸透施設の集水区域が行為区域の範囲を超えるときは、当該超える区域を含む。) 内の土地の現況 (㎡)	宅地	池沼	水路	ため池	道路 (法面無)	道路 (法面有)	鉄道線路 (法面無)	鉄道線路 (法面有)	飛行場 (法面無)	飛行場 (法面有)
	舗装された土地 (法面を除く。)	舗装された土地 (法面)	ゴルフ場	運動場	締め固められた土地	山地	植生に覆われた法面	林地・耕地・原野 その他	合計	
行為区域 (対策工事に係る雨水貯留浸透施設の集水区域が行為区域の範囲を超えるときは、当該超える区域を含む。) 内の土地利用計画 (㎡)	宅地	池沼	水路	ため池	道路 (法面無)	道路 (法面有)	鉄道線路 (法面無)	鉄道線路 (法面有)	飛行場 (法面無)	飛行場 (法面有)
	舗装された土地 (法面を除く。)	舗装された土地 (法面)	ゴルフ場	運動場	締め固められた土地	山地	植生に覆われた法面	林地・耕地・原野 その他	合計	
対策工事に係る雨水貯留浸透施設の計画	行為前の流出係数				行為後の流出係数					
	行為前の流出雨水量				行為後の流出雨水量					
	雨水貯留浸透施設の計画									

注 設計者の氏名 (法人の場合は、その代表者氏名) の記入を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

第 2 号様式（第 4 条関係）

雨水浸透阻害行為変更許可申請（協議）書

年 月 日

（あて先）名古屋市長

申請者（協議者）住 所

氏 名 ㊟

（法人の場合は、所在地、名称及び代表者氏名）

電話番号

特定都市河川浸水被害対策法 第16条第 1 項  
第16条第 4 項において準用する同法第14条の規定に

より、雨水浸透阻害行為の許可を受けた事項の変更について 許可を申請 協議 します。

項 の 概 要 の 変 更 に 係 る 事 項	1	雨水浸透阻害行為の区域に含まれる地域の名称	
	2	雨水浸透阻害行為区域の面積	㎡
	3	雨水浸透阻害行為に関する工事の計画の概要	
	4	対策工事の計画の概要	
	5	雨水浸透阻害行為に関する工事の着手予定年月日	年 月 日
	6	雨水浸透阻害行為に関する工事の完了予定年月日	年 月 日
	7	対策工事の着手予定年月日	年 月 日
	8	対策工事の完了予定年月日	年 月 日
	9	その他必要な事項	
変 更 の 理 由			
雨水浸透阻害行為の許可の許可番号		年 月 日 第 号	
※受 付 番 号		年 月 日 第 号	
※変更の許可に付した条件			
※変更の許可の許可番号		年 月 日 第 号	

注 1 許可申請者の氏名（法人の場合は、その代表者氏名）の記入を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

2 ※印のある欄は、記載しないでください。

3 「雨水浸透阻害行為等の概要の変更に係る事項」欄は、変更をしようとする事項について変更後のものを記載してください。

4 「その他必要な事項」欄は、雨水浸透阻害行為の許可を受けた事項の変更を行うことについて、都市計画法、農地法その他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続の状況を記載してください。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

第 3 号様式（第 4 条関係）

雨水浸透阻害行為変更届出書		年 月 日	
（あて先）名古屋市長			
届出者 住 所			
氏 名 <span style="float: right;">㊟</span>			
（法人の場合は、所在地、名称及び代表者氏名）			
電話番号			
雨水浸透阻害行為の許可を受けた事項を変更しましたので、特定都市河川浸水被害対策法第16条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。			
雨水浸透阻害行為の許可の許可番号	年 月 日 第 号		
雨水浸透阻害行為の区域に含まれる地域の名称			
変更に係る事項	雨水浸透阻害行為に関する工事の着手予定年月日	変更後	年 月 日
		変更前	年 月 日
	雨水浸透阻害行為に関する工事の完了予定年月日	変更後	年 月 日
		変更前	年 月 日
	対策工事の着手予定年月日	変更後	年 月 日
		変更前	年 月 日
	対策工事の完了予定年月日	変更後	年 月 日
		変更前	年 月 日
変 更 の 理 由			
そ の 他 必 要 な 事 項			

注 届出者の氏名（法人の場合は、その代表者氏名）の記入を自署で行う場合には、押印を省略することができます。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

第 4 号様式（第 5 条関係）

雨水浸透阻害行為に関する工事着手届出書

年 月 日

（あて先）名古屋市長

届出者 住 所

氏 名 ㊟

（法人の場合は、所在地、名称及び代表者氏名）

電話番号

雨水浸透阻害行為に関する工事（許可番号 年 月 日 第 号）  
に着手しましたので、名古屋市特定都市河川浸水被害対策法等施行細則第 5 条の規定  
により、次のとおり届け出ます。

- 1 雨水浸透阻害行為に関する工事の着手年月日 年 月 日
- 2 対策工事の着手（予定）年月日 年 月 日
- 3 雨水浸透阻害行為の区域に含まれる地域の名称
- 4 工事施行者
  - (1) 住所（所在地）
  - (2) 氏名（名称及び代表者氏名）
  - (3) 連絡場所 （電話番号 ）
  - (4) 現場管理者氏名

注 届出者の氏名（法人の場合は、その代表者氏名）の記入を自署で行う場合は、押  
印を省略することができます。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

第 5 号様式（第 9 条関係）

雨水浸透阻害行為に関する工事の検査済証

第 号  
年 月 日

様

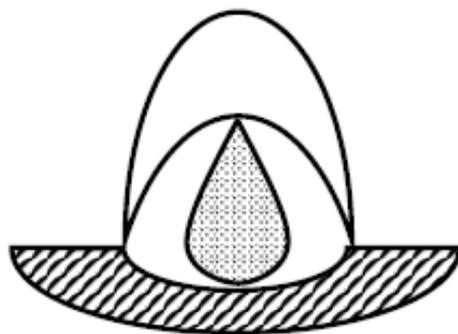
名古屋市長

印

次の雨水浸透阻害行為に関する工事は、 年 月 日検査の結果、特定都市河川浸水被害対策法第11条の政令で定める技術的基準に適合していることを証明します。

許 可 番 号	年 月 日 第 号
雨水浸透阻害行為の区域 に含まれる地域の名称	
許可を受けた者の住所 (所在地) 及び氏名 (名称及び代表者氏名)	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。



# 雨水貯留浸透施設 名古屋市

施設の名称（検査済証番号）

施設の容量及び構造の概要

施設の管理者及び連絡先

標識の設置者及び連絡先

- この雨水貯留浸透施設は、特定都市河川浸水被害対策法第 9 条の許可に係る工事により設置されたものです。
- この雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為をしようとする者は、名古屋市長の許可が必要です。
- シンボルマークは、雨のしずくを受け、水を貯め、緑をはぐくむことをイメージしたものです。

備考 1 標識の大きさは、縦 400 ミリメートル、横 600 ミリメートルとする。ただし、設置場所等によりこれにより難しい場合は、縦 300 ミリメートル、横 450 ミリメートルとすることができる。

2 文字は黒色、記号の網掛け部分は青色、記号の斜線部分は紺色、記号の弓形部分は緑色、地色は白色とする。

第 7 号様式（第10条関係）

特定都市河川浸水被害対策法による命令の公示

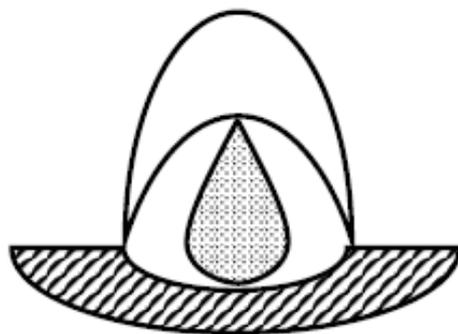
命令を受けた者の氏名

特定都市河川浸水被害対策法第20条第 1 項の規定により、            年  
月    日付            けて            を命じた。

年    月    日

名古屋市長

備考 標識の大きさは、縦 297 ミリメートル以上、横 420 ミリメートル  
以上とする。



# 保 全 調 整 池

## 名 古 屋 市

保全調整池の名称（指定番号）

保全調整池の容量及び構造の概要

保全調整池の管理者及び連絡先

標識の設置者及び連絡先

- この保全調整池は、特定都市河川浸水被害対策法第23条第1項の規定に基づき指定されたものです。
- この保全調整池の機能を阻害するおそれのある行為をしようとする者は、名古屋市長への届出が必要です。
- シンボルマークは、雨のしずくを受け、水を貯め、緑をはぐくむことをイメージしたものです。

備考1 標識の大きさは、縦 400 ミリメートル、横 600 ミリメートルとする。ただし、設置場所等によりこれにより難しい場合は、縦 300 ミリメートル、横 450 ミリメートルとすることができる。

2 文字は黒色、記号の網掛け部分は青色、記号の斜線部分は紺色、記号の弓形部分は緑色、地色は白色とする。

第 9 号様式（第11条関係）

		第	号	
身	分	証	明	書
		所	属	
		氏	名	
		年	月	日生
上記の者は、特定都市河川浸水被害対策法第21条第 1 項の規定による立入検査 を行う職員であることを証明します。				
年	月	日		
名古屋市長			印	
有効期限		年	月	日

備考 用紙の大きさは、縦65ミリメートル、横90ミリメートルとする。

第10号様式（第11条関係）

第 号	
身 分 証 明 書	
所 属 氏 名	
年 月 日生	
<p>上記の者は、特定都市河川浸水被害対策法第34条第1項の規定により、 他人の占有する土地に立ち入ることを命じた者（委任した者）であることを 証明します。</p>	
年 月 日	
名古屋市長 <span style="float: right;">印</span>	
有効期限 年 月 日	

備考 用紙の大きさは、縦65ミリメートル、横90ミリメートルとする。

(3) その他の必要な様式

検査年月日:平成 年 月 日		貯留施設検査シート			管理番号: - 号	
所在地						
開発面積	ha	行為前流出係数		行為後流出係数		
集水面積	ha	申請者(受検者)の住所及び氏名連絡先				
雨水浸透阻害面積	ha					
直接放流区域の有無	無・有(A= ha、Q= m <sup>3</sup> /s)	施設管理者の住所及び氏名連絡先				
許容放流量	m <sup>3</sup> /s					
貯留施設諸元						
貯留容量	m <sup>3</sup>	貯留水深	m	余裕高		m
放流方式	自然放流の場合(1段オフィス・2段オフィス)・ポンプ放流の場合(N= 台)					
貯留施設のタイプ	ダム式・堀込式・地下式・その他( )					
貯留施設の壁面形状	単断面(直壁・1/ )、複断面(上段1/・下段1/ 小段W= m)、その他( )					
雨水利用の有無	無・有	利用目的と容量	利用目的( )・容量V= m <sup>3</sup>			
浸透機能の有無	無・有	施設名と浸透量	施設名( )・浸透量Q= m <sup>3</sup> /s			
多目的利用の有無	無・有	利用目的と責任者	利用目的( )・責任者( )			
検査員の所属・職氏名	所属名		職名		氏名	
検査項目		単位	設計値(A)	実測値(B)	検査方法及び規格値(B-A)	チェック欄
貯留施設の計測項目	単断面or複断面の下段部	縦延長(L1)	m		-200mm	
		横延長(L2)	m		-200mm	
		高さ(H1)	m		±50mm	
	複断面の上段部	縦延長(L3)	m		-200mm	
		横延長(L4)	m		-200mm	
		高さ(H2)	m		±50mm	
	小段幅(W)	m		-100mm		
放流孔の計測項目	1段オフィスor2段オフィスの下段部	直径(φ)、高さ(h)	m		φ・h・W < 60cm = +5mm	
		幅(W)	m		φ・h・W ≤ 60cm = +30mm	
		設置位置(池底から)	m		±30mm	
	2段オフィスの上段部	直径(φ)、高さ(h)	m		φ・h・W < 60cm = +5mm	
		幅(W)	m		φ・h・W ≤ 60cm = +30mm	
		設置位置(池底から)	m		±30mm	
ポンプ放流の計測項目	ポンプ能力	1台目(Q)	m <sup>3</sup> /s		設計値 < 実測値	
		2台目(Q)	m <sup>3</sup> /s		設計値 < 実測値	
		3台目(Q)	m <sup>3</sup> /s		設計値 < 実測値	
	操作規則が定められており、適正に運用できると判断できる				-----	-----
設置されているポンプが正常に稼動する				-----	動作確認	
排水系統の確認項目	排水施設計画平面図どおりの排水系統が現地で確認できる				-----	申請図面と現地での目視
	流入口が設計どおりに施工されている				-----	放流孔と同じ規格値
施工管理写真の確認項目	検査時に提出された写真の枚数				枚	過不足の確認
	提出された写真で不可視部分が確認できる				-----	過不足の確認
その他の確認項目	付属施設がある場合	水位標は適正に設置されている			-----	目視による確認
		昇降設備は適正に設置されている			-----	動作確認
		照明設備は適正に動作する			-----	動作確認
		換気設備は適正に動作する			-----	動作確認
		付属排水施設 <sup>※1</sup> が設計どおりに施工されている			-----	土木工事施工管理基準 <sup>※2</sup>
	標識設置予定地が確保されている				-----	目視による確認
	浸透機能の能力が確認できる	m <sup>3</sup> /s			設計値 < 実測値	

※1 貯留施設に付属的に設置されている集水樹、側溝等を指す

検査年月日:平成 年 月 日

浸透施設検査シート

管理番号: - 号

所在地								
開発面積	ha	行為前流出係数		行為後流出係数				
集水面積	ha	申請者(受検者)の住所及び氏名						
雨水浸透阻害面積	ha	連絡先						
直接放流区域の有無	無・有(A= ha、Q= m <sup>3</sup> /s)	施設管理者の住所及び氏名						
許容放流量	m <sup>3</sup> /s	連絡先						
浸透施設諸元								
浸透ます	使用種類	種類	使用全個数(個)					
浸透トレンチ	使用種類	種類	使用全延長(m)					
浸透側溝	使用種類	種類	使用全延長(m)					
透水性舗装	使用種類	種類	使用全面積(m <sup>2</sup> )					
排水性舗装	使用種類	種類	使用全面積(m <sup>2</sup> )					
その他の施設	使用種類	種類	使用全個数(個)					
附属排水施設 <sup>※1</sup> の有無	無・有	施設名と設置目的	施設名( )・設置目的( )					
多目的利用の有無	無・有	利用目的と責任者	利用目的( )・責任者( )					
検査員の所属・職氏名	所属名	職名	氏名					
施設種類	検査項目	設計値	実測値	規格値(B-A)	全浸透能力	浸透検査方法	使用数	チェック欄
浸透ます	直径(φ)または幅(W×W)			※2				
	直径(φ)または幅(W×W)			※2				
	直径(φ)または幅(W×W)			※2				
	直径(φ)または幅(W×W)			※2				
浸透トレンチ	幅(W)×高さ(h)			※2				
	幅(W)×高さ(h)			※2				
	幅(W)×高さ(h)			※2				
	幅(W)×高さ(h)			※2				
浸透側溝	幅(W)×高さ(h)			※2				
	幅(W)×高さ(h)			※2				
	幅(W)×高さ(h)			※2				
	幅(W)×高さ(h)			※2				
透水性舗装	設置面積(A)×厚さ(t)			※2				
	設置面積(A)×厚さ(t)			※2				
	設置面積(A)×厚さ(t)			※2				
	設置面積(A)×厚さ(t)			※2				
排水性舗装	設置面積(A)×厚さ(t)			※2				
	設置面積(A)×厚さ(t)			※2				
	設置面積(A)×厚さ(t)			※2				
	設置面積(A)×厚さ(t)			※2				
その他の施設	使用製品名称							
	使用製品名称							
	使用製品名称							
	使用製品名称							
排水系統の確認項目	排水施設計画平面図どおりの排水系統が現地で確認できる				-----	申請図面と現地での目視		
	流入口が設計どおりに施工されている				-----	貯留シートの放流孔と同じ規格値		
施工管理写真の確認項目	検査時に提出された写真の枚数				枚	過不足の確認		
	提出された写真で不可視部分が確認できる				-----	過不足の確認		
その他の確認項目	標識設置予定地が確保されている				-----	目視による確認		
	附属排水施設 <sup>※1</sup> が設計どおりに施工されている				-----	土木工事施工管理基準 <sup>※2</sup>		

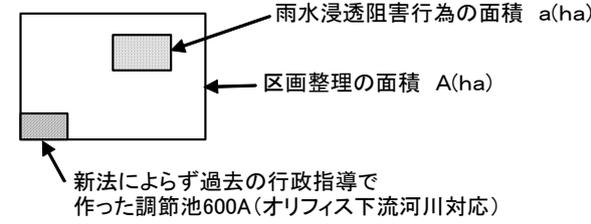
※1 浸透施設に付随的に設置されている集水樹、側溝等を指す

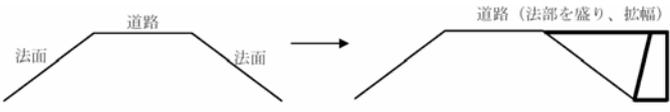
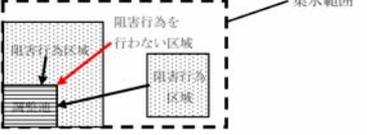
# Q&A集

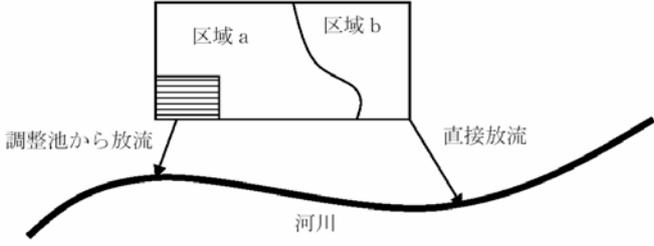
## 1. 法第9条許可の手続き関係

	質問	回答
1	雨水浸透阻害の許可・協議で、すでに、許可や事業化された(着手している)行為で、5年以上の残工期のものも9条許可・協議の対象外ですか？(特に、工区分割され、未施行区間のあるもの。)	特定都市河川の指定時に、既に着手している行為として許可対象外となる行為(既着手行為)は、ガイドラインp.4-3第4章第1節3(4)で明記している通りです。残工期が長く、工区分割され一部が未施工であったとしても、特定都市河川指定時に、事業採択されている場合や、土地区画整理事業としての施行認可を受けている場合は許可対象外となります。
2	雨水浸透阻害行為の許可権者が2者にわたる行為の場合、対策工事(貯留施設等)は、あわせて設けてもよいですか？ また、その場合の、取扱は許可権限者間で取り決めてもよいですか？	許可権者が二者に渡る場合については、ガイドラインp.4-4第4章第1節5.を参照のこと。(1)③において、許可権者があらかじめ調整することを推奨しています。
3	雨水浸透阻害行為の行為者と、雨水貯留施設の管理者が異なる場合、書類の手続きはどうなりますか？ 現申請、許可書では、申請者＝管理者のイメージ 例：分譲マンション(行為者＝不動産会社、管理者＝分譲者) 農地事業 (行為者＝県、管理者＝市町村) 施設の転売 (管理者が変更)	法9条の許可は雨水浸透阻害行為を行う者に対して行うものであり、開発事業者等が申請を行うこととなります。法第18条の許可についても、所有者、管理者を問わず、対策工事の検査を合格した雨水貯留浸透施設について、その「機能を阻害するおそれのある行為」を行うものにつき、許可が必要としています。
4	9条許可において、すでに着手している行為に該当する事業中に、行為の変更(対象面積増)などの扱いはどうなりますか？	特定都市河川指定時における既着手行為については、変更についても許可の対象となりません。
5	一つの行為(行為者が異なる)が9条行為面積以下の行為であります、明らかに隣接した行為と同一行為と受け止められるものを、合わせて許可対象とした場合、違法となりますか？	都市計画法にかかる事務と同様の対応が考えられることから、各自治体内の開発許可部局の対応につき確認することが望ましいと考えられます。
6	一つの開発行為を、2つ以上に分割し、許可に時間差を設けた行為の場合、これを同一行為として遡り申請させるのは違法となりますか？	都市計画法にかかる事務と同様の対応が考えられることから、各自治体内の開発許可部局の対応につき確認することが望ましいと考えられます。
7	雨水浸透阻害行為に飛行場が除外されているが、自衛隊の施設も含まれますか？	飛行場については、土地利用形態の判断として「空港、ヘリポート等(飛行場の外に設置された航空保安施設の敷地を含む。)」(ガイドラインp.4-2第4章第1節3.⑤)としており、自衛隊の施設であっても、これに該当するものは飛行場として扱われる。
8	舗装された土地へ改変される場合の対策工事が浸透性舗装で行われる場合、開発部分と対策工事がラップしてしましますが、開発後流出係数をどのように考えればよいですか？ また、駐車場を盤下げて調整池とした場合についても同様にどのように考えればよいですか？	開発前の土地利用形態、雨水浸透阻害行為面積、開発後の舗装面積等から通常の舗装と同様に対策工事の規模を算定した後に、浸透性舗装、切り下げ駐車場等の対策工事が当該規模を満足するかどうかについて判断することとなります。
9	対策工事として設置した調整池部分は開発地として計算に入れるのですか？ またその流出係数は池沼1.0となるのですか？	対策工事として設置された調整池についても、従前の土地の形質を変更する場合には雨水浸透阻害行為として計上することとなります。オーブンタイプの調整池であれば、開発後の流出係数は池沼として1.0を用いることが妥当と考えられます。
10	マンション建設を例として、建物、駐車場、公園の複合体であるが、一体で宅地として扱うのか、あるいは、それぞれ細かく流出係数を設定する必要があるのですか？	一般的には、一体で宅地として扱います。ただし、ガイドラインp.4-9第4章第1節10.(2)①にあるとおり、建物とそれ以外の割合が一般的な宅地と大きく異なる土地利用形態の土地については、当該建物等の敷地の範囲を特定の上、宅地の流出係数を用い、その他の土地についてはそれぞれふさわしい流出係数を用いることとなります。
11	流出係数に関する告示の別表3の「運動場その他これに類する施設」とあるが、「これに類する施設」とは具体的に何を想定していますか？ また、別表4「林地、耕地、原野その他」の「その他」は具体的に何を指しますか？	「その他これに類する施設」とは、野球場、陸上競技場、サッカー場等を想定しています。「その他」とは、荒地等を想定しています。
12	ガイドライン第4章第1節3(1)⑨山地について、平均勾配10%以上のみで定義されているが林・草地等でなくともよいですか？	林・草地等でなくともよいです。
13	流出係数に関して、「締め固められた土地」とそうでない土地の区別は、何をもちいて判断すればよいですか？現地試験等必要ありませんか？	ガイドラインp.4-2第4章第1節3.⑧に記述のあるとおり、運動場、資材置き場、未舗装駐車場、鉄道の操車場等、目的を持って土地が利用されており、建築物が建築できる程度又は通常車両等が容易に走行できる程度に締め固められている場合に「締め固められた」と判断することとしております。単に整地がなされた土地及び捨て度又は十分に締め固められていない盛土がなされた土地等は含みません。
14	鉄道高架事業で、工事中の仮線等、永久構造物でない構造物を施工する場合、その仮線用地がもともと宅地等以外の土地の場合で、仮線工事後には元の土地利用に戻す場合は、「施行令第6条」により雨水浸透阻害行為には該当しないと解されますが、この判断でよいですか？	ご質問の行為は、施行令第6条第3項及びガイドライン第4章第1節6.(1)③(P.4-6)にある「仮設の建築物の建築その他の土地の一時的な利用に供する目的で行う行為(当該利用に供された後に当該行為前の土地利用に戻されることが確実な場合に限る。)」に該当すると考えます。したがって、従前、耕地である場合には耕地へ、締め固めた土地である場合には締め固めた土地へ戻されることが確実であり、土地からの雨水流出量の変化が生じない場合には、雨水浸透阻害行為には該当しません。

	質問	回答
15	道路土工指針では、「田、水面の流出係数」として0.7～0.8と記載されているが、水面(池沼・ため池)の流出係数を1.0と定めた根拠はどのようになっていますか？	水面に降った降雨は全て流出することから、1.0としたものです。なお、水面の流出係数は、下水道施設計画・設計指針と解説-2001年版-において1.0と記載されています。
16	対策工事として設置する調整池において、素堀構造等、池底が浸透するタイプの調整池とした場合の算出方法はどのようになりますか？ また、浸透性舗装を盤下げて貯留機能を併用する場合の計算方法はどのように行えばよいですか？	対策工事の規模の算定は以下の手順で行います。 まず、雨水浸透阻害行為前後の土地利用の変化を踏まえ、雨水流出量の増分を計算します。この際、その形態・規模が「宅地」と一体と見なせるもの(集合住宅における棟間駐車場における透水性舗装の施工等)については「宅地(0.9)」として、オープンタイプの調整池等宅地と一体とは見なせないものについては、その土地利用に応じて「舗装(0.95)」(貯留機能のない透水性舗装による対策工事等)として面積の計算をします。 次に、対策工事に浸透施設が含まれる場合として、当該浸透施設の雨水の浸透能力を流量に換算し、流出雨水量から控除します。最後に、流出雨水量が雨水浸透阻害行為前後で等しくなるよう、対策工事の必要容量を計算します。
17	対策工事として設置された調整池について、従前の土地の形質を変更する場合には雨水浸透阻害行為となり、オープンタイプの調整池であれば開発後流出係数は池沼の1.0としてよいですか？ また、雨水浸透阻害行為の対策工事として、浸透性の宅盤や浸透性舗装面を切り下げて貯留する場合、貯留範囲の流出係数は同様に池沼の1.0を採用してよいですか？	対策工事として設置されたオープンタイプの調整池については、ガイドライン第4章第1節3.(1)②に説明があるとおり、「常時または一時的に水面を有する」池沼として取り扱うことが適当であると考えられます。 対策工事として浸透性舗装面を切り下げて貯留を行う場合には、棟間駐車場で行う場合など宅地と一体とみなせるものも想定され、そのような場合には、行為後の流出係数は「宅地(0.9)」を用いることとなります。一方、郊外型商店等に付随して設置される大規模な駐車場等、その形態・規模から宅地と一体とはみなせないものについては、オープンタイプの調整池と同様、行為後の流出係数は「池沼(1.0)」を用いることとなります。
18	法第25条の行為の届出において、保全調整池を埋立て、造成、もしくは宅地化する行為(雨水浸透阻害行為に近い行為)が規定されておりますが、これらの行為は法第9条の雨水浸透阻害行為許可の対象となりますか？ (例として、調整池が底張りされていなく、普段は水面がなく、かつ雨水が浸透する形態である土地において行う宅地化する行為について、法第9条許可の可否はどのように判断すればよいですか？)	保全調整池は、降雨時には「常時または一時的に水面を有する」ものと考えられるため、「宅地等」の池沼と判断できます。したがって、保全調整池を埋立て、造成、もしくは宅地化する行為は雨水浸透阻害行為には該当せず、法第9条の許可対象にはなりません。
19	ビル等の屋上緑化の流出係数は、「ゴルフ場(0.5)」としてよいのですか？ また、小規模宅地開発者の負担軽減のため、宅地の庭を「ゴルフ場(0.5)」で評価してよいのですか？	屋上緑化においては、底面はコンクリート等であることから、流出係数は「宅地」の値が適用されます。また、宅地内の屋根面積以外の部分も考慮したものととして告示における「宅地」の流出係数を定めています。 ただし、公園内の図書館、運動場の観覧席、ゴルフ場のクラブハウスその他当該土地利用の建物とそれ以外の割合が一般的な宅地と大きく異なる土地利用形態の土地については、当該建物等の敷地の範囲を特定の上、宅地の流出係数を適用し、それ以外の範囲についてはそれぞれふさわしい流出係数を適用することとしています。
20	道路事業において、特に県や市町村の単独事業で実施する場合には、国庫補助事業にみられる「事業採択」や、区画整理事業等にみられる「事業認可」といったガイドラインに示されている「事業化」を示す明確な事務手続きがなく、県や市町村の任意の判断・整理により事業化し、事業を実施しているのが実情であるが、この場合、当該事業が事業化(既着手)しているかを判断する行為として、具体的に何の行為と考えればよいですか？	既に着手している場合には既着手となります。また、県、市町村単費の事業では、実施に向けた予算措置がなされているかどうかにより「事業化」されている行為かどうかの判断を行うことが可能です。単年度予算であれば、当該年度に予算対象となっている部分のみ既着手となります。
21	課長通知 5(3)宅地開発等指導要綱について、「特定都市河川流域内において、宅地開発等に伴う流出抑制対策として開発者に調整池等の設置を求めている地方公共団体の宅地開発指導要綱については、法第9条に既定する雨水浸透阻害行為と同趣旨の部分廃止することが望ましいこと。」とありますが、同趣旨はどのような意味合いののですか？ (例、町が、浸水が頻発しているため、建て替え(「宅地等」から「宅地等」)についても、従来どおり宅地開発指導要綱の中で調整池等の設置を指導したいと考えている場合、上記の同趣旨に該当すると判断されるのですか？)	雨水流出抑制の措置を求める宅地開発指導要綱又は条例が明確に都市計画法体系に位置づけられている場合については、特定都市河川浸水被害対策法の第9条とは異なる趣旨のものとして、廃止する必要はありません。 なお、開発許可等の機会を通じて行われている行政指導・要請(宅地開発指導要綱の一部を含む。)において、特定都市河川浸水被害対策法第9条と同趣旨のもの(下流河川が整備されるまでの暫定的な調整池の設置ではなく、流域治水安全度の向上を図る恒久的な浸水防止対策としての調整池の設置など)があれば廃止することが望ましいとしています。

	質問	回答
22	<p>土地造成のみが行われ対策工事を行った区域を後に宅地化する行為について、土地造成行為のみ(流出係数は締め固められた土地)で9条許可を申請し、当該行為者が対策工事の完了検査を合格した後、その造成された土地で“造成行為者と異なる者”が法第9条の規模要件未滿で建物を建築する(宅地化する)場合、後段の宅地化する行為は規模要件を下回るため“雨水浸透阻害行為”には該当しないと解されます(当初の対策工事の調整池は改変しないため18条に該当しないと)。</p> <p>一般的な宅地開発では、“土地の造成”と“住宅の建設”で行為者が異なり、また実施時期が異なるケースが見られ、上記の解釈をした場合、“造成地”から“宅地化(建物建築)”の行為に伴う流出増の対策が行われないことが懸念されます。</p> <p>このため、本ケースの場合でも、土地の造成行為と、区画割りした土地における建物の建築等の宅地化(行為者は異なり、後半の行為は9条の規模要件未滿)を一体の開発行為として9条許可の対象とすることとしたいが、どのようにしたら法律等から読みとることが可能ですか？</p> 	<p>宅地の定義として、ガイドライン第4章第1節3.(1)①において「近い将来に宅地として利用するため、造成されている土地。」と示していることから、お問い合わせの例示では、造成地の流出係数は0.5ではなく、0.9として、対策工事が計画され、完了検査時点(土地の造成が完了した時点)で当該対策工事が完成している必要があります。</p>
23	<p>雨水浸透阻害行為の許可を要しない”既着手行為(ガイドライン第4章第1節3.(4))”の解釈について、土地区画整理事業の行為を例にした場合、事業実施中の区画整理区域内における雨水浸透阻害行為は適用除外と解釈されるが、区画整理事業完了後における区画整理区域内における阻害行為は許可の対象となりますか？</p>	<p>土地区画整理事業により、法第2条第9項の宅地等(以下「宅地等」という。)としての利用目的で造成した土地については、ガイドライン第4章第1節3.(1)に基づき、「宅地等」と分類し、当該土地で行われる行為は雨水浸透阻害行為にあたらないと判断されます。</p> <p>土地区画整理事業により、宅地等以外の用途での利用目的で造成した土地において、事業完了後に、規模要件を超える雨水浸透阻害行為を行う場合については、許可対象となります。この場合、土地区画整理事業時に防災調整池を設けている場合においても、規模要件を超える場合は第9条許可の対象となります。</p> <p>ただし、雨水浸透阻害行為を行う者が当該防災調整池の設置管理の全部又は一部を担っており、かつ行為区域からの雨水が当該防災調整池に流入する場合には(設置管理の一部を担っている場合には、当該防災調整池の設置管理を担っている者全ての同意を得た上で)、流出雨水量を当該防災調整池を経由した地点で算定することが可能です。(ガイドライン第4章第1節10.(3)⑤参照)</p>
24	<p>区画整理完了後にその区域内で行われる阻害行為が許可の対象と判断される場合、区画整理区域内で既に設置された防災調整池の評価方法については”ガイドライン第4章第1節10.(3)⑤対策工事における既存の防災調整池等”に記載されているが、雨水貯留施設としての具体的な評価方法について、どのように評価すればよいですか？</p> <p>(例、単純600Aで設置された調整池や下流水路流下能力見合いの調整池など、新法の対策工事とは異なる基準で設置された既存の調整池と、法第9条で設置が必要となる雨水貯留施設(1/10開発前まで調節)との関係は、どのように評価すればよいですか？)</p>  <p>また、既存の調整池を、<math>a/A</math> としてどのように考え、その時のオリフィス(下流河川対応と現況流出量との違い)はどのようになりますか？その時の18条の対象はどうなり、標識の設置箇所はどことなりますか？</p>	<p>既存の調整池を自らが所有・管理している場合又は当該調整池の所有・管理を行う者から流入の許可・承諾を受けた場合には、その効果を考慮して対策工事としての雨水貯留浸透施設の必要量を算出することができます。</p> <p>具体的には、まず、雨水浸透阻害行為前の平均流出係数<math>\times</math>集水域<math>A(a)</math>及び基準降雨を用いて、行為前の既存調整池からの流出雨水量を算出します。</p> <p>その上で、行為後の対策工事として設置される雨水貯留浸透施設からの流出雨水量<math>\times</math>集水域<math>a(a)</math>と、新たな雨水貯留浸透施設の集水域以外<math>\times A-a(a)</math>からの流出雨水量との合計値を流入雨水量として、行為後の既存調整池からの流出雨水量を算出し、当該流出雨水量が、行為前の流出雨水量を超えないような対策工事が計画されている場合に、許可の技術的基準を満たしていると判断されます。</p> <p>なお、この場合には既存の調整池は、対策工事により設置される雨水貯留浸透施設の規模算定の前提条件となるため、少なくとも、保全調整池に指定し、当該雨水の流出抑制機能の保全措置がとられることが望ましいとしています。法第18条の対象は対策工事として設置された雨水貯留浸透施設となります。</p>

	質問	回答																																
25	<p>旧名古屋空港では、空港の県営化に伴い、旧空港敷地の一部が空港管理者以外に売却され、土地購入者により開発される予定があります。このため地元市町では、当該開発により空港敷地内の草地であった土地が宅地化されることで流出増になり、住民からの問いに対して説明責任を果たすことについて非常に懸念しております。</p> <p>法第2条第9項および令第1条において、飛行場は、場内の草地を含め雨水が浸透しにくい土地として、“宅地等”と定義されており、土地の変更を行っても雨水浸透阻害行為に該当しないと考えられます。この根拠はどのようになっていますか？</p>	<p>政令において、飛行場を雨水の浸透しにくい土地として規定している理由は以下の通りです。</p> <p>『飛行場内の土地利用については、大きく分けて①ターミナル、格納庫、事務所等の建物部分、②滑走路、エプロン等の舗装部分、③その他(張芝等で植栽された部分)に分類される。</p> <p>①、②については流出係数が高く、③の芝地の部分についても、滑走路やエプロン等と同等の締め固め基準により施工され、排水路も整備されており、比較的流出係数が高い。都市部の飛行場は舗装面積の割合が相対的に高く、かつ非舗装部分についても比較的流出係数が高いことにかんがみると、都市部の飛行場全体としてみれば雨水の浸透しにくい土地として認められる。』</p>																																
26	<p>浸透施設における空隙貯留量の見込み方について、前回、改良版「調整池容量計算システム」を送付して頂き、浸透施設の空隙貯留量が計算できるように改良して頂いたと理解しております。ところで、改良版システムでは、浸透施設の空隙貯留量を“浸透能力の算出”シートにて、その「体積」と「空隙率」を入力して計算されると思いますが、システムの計算過程でこの入力データがどのように計算上反映され、対策容量に反映されているのか不明であります。浸透施設の空隙貯留量はどのように扱えばよいのか(例えば、単にその確保された空隙容量分を対策必要量から差し引くことでのよいのか)、ご教示願います。</p>	<p>確保された空隙容量分を対策必要量から減じて計算をしています。</p>																																
27	<p>土地利用形態における“道路の法面”の取り扱いについて、道路の流出係数は、“路肩から路肩の部分”と“法面”の部分で異なる流出係数を適用するため、既存道路の路肩外の法面敷地を利用して新たに水路等を設置する行為や、法面敷地を利用した車線付加行為などでは、仮に現況の法面が人工植生法面であれば流出係数の変化としては“流出増が大きくなる行為”であり、住民への説明として市町が懸念をしております。</p> <p>確認ですが、“ガイドライン第4章第1節3.(1)③道路“において、道路の範囲は”当該道路の敷地の範囲を含む”と記述されていますので、道路敷地に存する路肩外の法面であっても道路の範囲と解され、すなわち行為前の土地利用形態が“宅地等”となり許可(申請)不要と判断してよいですか。</p> 	<p>意見のとおり。</p>																																
28	<p>“雨水浸透阻害行為区域”と“集水区域”の取り扱いについて、対策工事の集水区域において、“阻害行為の区域”と“阻害行為とならない区域(現況が宅地等の区域)”を併せて、その合計を集水面積として対策工事を実施するケースがあると思われれます。</p> <p>確認ですが、このようなケースでは、“阻害行為区域”と“阻害行為とならない区域”における土地利用形態毎の加重平均流出係数により算出した行為前の流出雨水量の最大値まで、阻害行為後の加重平均流出係数により算出した流出雨水量の最大値を抑制できる対策工事を実施することで許可ができると解してよいですか。(平均流出係数の具体計算は以下のとおり)</p>  <p>【加重平均流出係数の計算例】</p> <table border="1" data-bbox="220 1742 802 1921"> <thead> <tr> <th>土地利用形態</th> <th>流出係数</th> <th>雨水浸透阻害行為前</th> <th>雨水浸透阻害行為後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宅地</td> <td>0.9</td> <td>3 ha</td> <td>6 ha</td> </tr> <tr> <td>池沼</td> <td>1.0</td> <td>1 ha</td> <td>0.5 ha</td> </tr> <tr> <td>締め固められた土地</td> <td>0.5</td> <td>2 ha</td> <td>3 ha</td> </tr> <tr> <td>山地</td> <td>0.3</td> <td>0 ha</td> <td>0 ha</td> </tr> <tr> <td>林地、耕地等</td> <td>0.2</td> <td>4 ha</td> <td>0.5 ha</td> </tr> <tr> <td>面積の合計</td> <td>—</td> <td>10 ha</td> <td>10 ha</td> </tr> <tr> <td>加重平均の流出係数</td> <td>—</td> <td>0.55</td> <td>0.75</td> </tr> </tbody> </table>	土地利用形態	流出係数	雨水浸透阻害行為前	雨水浸透阻害行為後	宅地	0.9	3 ha	6 ha	池沼	1.0	1 ha	0.5 ha	締め固められた土地	0.5	2 ha	3 ha	山地	0.3	0 ha	0 ha	林地、耕地等	0.2	4 ha	0.5 ha	面積の合計	—	10 ha	10 ha	加重平均の流出係数	—	0.55	0.75	<p>意見のとおり。(ガイドライン第4章第1節9.(1)参照)</p>
土地利用形態	流出係数	雨水浸透阻害行為前	雨水浸透阻害行為後																															
宅地	0.9	3 ha	6 ha																															
池沼	1.0	1 ha	0.5 ha																															
締め固められた土地	0.5	2 ha	3 ha																															
山地	0.3	0 ha	0 ha																															
林地、耕地等	0.2	4 ha	0.5 ha																															
面積の合計	—	10 ha	10 ha																															
加重平均の流出係数	—	0.55	0.75																															

	質問	回答
29	<p>対策工事を雨水浸透阻害行為と離れた箇所で行うことについて、雨水浸透阻害行為の排水区域の変更は原則行わないものとしませんが、やむを得ず排水区域の変更を行う場合について、例として行為区域からの流出雨水の一部を対策工事を通さず直接放流する場合、関連する河川・水路等の管理者との調整が整っているという前提で、行為後の雨水の直接放流量の最大値と対策工事からの放流量の最大値の和が、行為前の流出雨水量の最大値を越えないよう抑制することで許可ができると考えてよいですか？</p> 	<p>(左記例示事例において、排水区域の変更が行われているかどうか不明ですが、河川が右側から左側へ流下しており、区域a、bへの降雨はいずれも従前より「河川」へ排水されていたものとして回答しています。)</p> <p>直接放流地点から調整池放流地点までの間の河川において、治水安全度が低下する恐れがあることから、この区間を含め河川管理者との調整は必須ですが、やむを得ず区域bから直接放流を行う必要があり、当該河川管理者との調整が終了している場合には、行為後の雨水の直接放流量の最大値と対策工事からの放流量の最大値の和が、行為前の流出雨水量の最大値を越えないよう抑制する対策工事を計画することで、許可が与えられるものと判断されます。</p>
30	<p>「既に完了している土地区画整理事業の事業範囲内で、現状は耕地として利用されているものの、土地区画整理事業の土地利用計画では「宅地」として計画されている土地」を「近い将来に宅地として利用するため造成されている土地」と判断する根拠は、「防災調整池等の対策が行われ、宅地として計画していること(協議により対策不要としたものを含む)」を条件としてよろしいか、ご教示ください。</p>	<p>既に完了している土地区画整理事業の事業範囲内で、現状は土地区画整理事業の土地利用計画では「宅地」として計画されている土地については、土地区画整理事業全体として「造成」を行ったものと考え、「近い将来に宅地として利用するため、造成されている土地」と判断します。</p> <p>したがって、土地区画整理事業の事業範囲内における宅地予定地における行為は、当該土地の現状利用用途を問わず、雨水浸透阻害行為にあたらないと判断します。</p> <p>ただし、土地区画整理事業完了後、長期間(おおむね20～30年間程度)に渡り宅地化が行われず、継続的に耕地等別の用途に利用されている等の場合には、許可権者が申請者の課税の状況や農業委員会の意見を聴取し、当該土地の土地利用区分を総合的に判断することとします。</p> <p>この場合、当該土地が宅地等以外の土地と判断された場合には、一定規模以上の雨水浸透阻害行為は許可対象となり、必要に応じて対策工事等が必要になります。</p> <p>土地利用区分を、過去において防災調整池等の整備の為の負担を行ったか否かで判断する考え方は都市水害法の中ではありません。あくまでもその土地自体の特質により判断を行うものです。</p>

2. 法第18条関係

	質問	回答
1	<p>法9条で許可を取得した地区を改変する場合、18条でしょうか？ (例、9条許可を取得したホームセンターが倒産し(9条許可は駐車場貯留)、ショッピングセンター(地下貯留池)に建て替え。)</p>	<p>宅地における建て替えは、法第9条の雨水浸透阻害行為には該当しないため、法第9条許可には該当しません。 法第9条許可に伴う対策工事として設置された雨水貯留浸透施設の変更(駐車場貯留→地下貯留池)は、法第18条第1項第4号(令第12条第2項及び第3項)に該当します。</p>
2	<p>法第9条で許可を取得した地区を小割りして改変する場合、18条でしょうか。 (例、9条許可を取得したホームセンターが倒産し(9条許可は駐車場貯留)、500㎡以下に分譲する。)</p>	<p>法第9条の雨水浸透阻害行為の許可の際には、規模要件(基本1,000㎡)がありますが、法第18条の雨水貯留浸透施設の機能阻害行為については、規模要件はありませんので、土地自体を500㎡以下に分譲しても第18条の許可は必要です。</p>
3	<p>法9条で許可を取得した地区を周辺部と合わせ改変する場合、18条でしょうか？ (例)9条許可を取得したホームセンターが倒産し(9条許可は駐車場貯留)、さらに周辺部を含め分譲する。</p>	<p>・9条許可に伴い設置した雨水貯留浸透施設(この場合は駐車場貯留)について、その機能を阻害するような改変を行う場合は、法第18条による許可が必要となります。 ・合わせて改変される周辺部が宅地である場合には、新規の9条許可は不要です。 ・合わせて改変される周辺部が宅地以外で、許可規模要件以上の場合には、雨水浸透阻害行為にあたり、法第18条による許可に加えて、当該雨水浸透阻害行為面積分に対して新規に9条許可が必要で、ただし、この場合、許可の審査は一括して行われることが望ましいと考えられます。</p>
4	<p>法第18条には「変更手続き」、「完了検査」、「標識設置」がありませんので、18条は簡易な行為が対象かと考えられますが、新たに9条許可を取得する方法と考えた場合、従前の池規模の引き継ぎが法律上のどこで行うのですか？ また、18条申請となった場合、「完了検査」「標識設置」はどうなりますか？(標識の池容量が異なり、標識設置位置も異なると思われる。) さらに「標識設置に伴う損失補償や監督処分、罰則」はどうなりますか？ また、どのような計算手法となりますか？</p>	<p>「完了検査」については、法第21条に「都道府県知事は、第9条、第16条第1項、第17条第2項、第18条第1項又は前条第1項の規定による権限を行うために必要な限度において、……」と規定されており、当該規定により検査を行うことが可能です。 「標識設置」ですが、対策工事としての雨水貯留浸透施設については、その施設の容量及び構造の概要、施設の管理者及びその連絡先等につき明示することとされており、保全工事(法第18条第1項各号に掲げる行為の対象となる雨水貯留浸透施設が有する機能を保全するための工事をいう。)によりその内容に変更があった場合には、当然、標識に明示する内容についても、設置者が変更する必要があると考えられます。 標識に関する「損失補償」「監督処分」「罰則」については、対策工事としての雨水貯留浸透施設である以上は、たとえ第18条の許可を必要とする「雨水貯留浸透施設の機能を阻害する恐れのある行為」を行っても同様に適用されます。 標識の設置位置については、設置者の承諾により移転することが可能(法第17条第5項)ですから、保全工事により、雨水貯留浸透施設の設置場所が変更された場合には設置者の承諾を得て移転させることが妥当と考えられます。 また、元来一箇所(例えば駐車場貯留)であった雨水貯留浸透施設が地区の小割に伴い複数の雨水貯留浸透施設(地下貯留池等)に改変される場合には、それぞれの雨水貯留浸透施設に標識を設置するか、もしくは、全ての雨水貯留浸透施設についての必要事項を網羅した標識を施設の周辺に居住し、又は事業を営む者の見やすい場所に設置する(規則第17条)ことが考えられます。 地区の小割に伴い、新たに各地区でどれだけの雨水流出抑制量を確保すべきかという問題については、本法の枠組みにはありません。本法では、対策工事として設置された雨水貯留浸透施設について、法第18条第1項各号に定める行為をしようとする者に対して、許可を義務づけ、罰則規定も設けています。</p>
5	<p>法18条の変更手続きについて、法律の条文の何処を根拠として、どういう解釈で対応すればよいですか？</p>	<p>法第18条の雨水貯留浸透施設に対する行為の許可制においては、許可の条件(第13条)、許可の特例(第14条)、許可又は不許可の通知(第15条)の規定は準用していますが、変更の許可(第16条)、行為の廃止(第17条)の規定は準用していません。「変更の許可」については、雨水浸透阻害行為の場合、その行為の対象となる土地の面積等を変更した場合、雨水の流出量に変化することから、その変更に伴って必要な雨水貯留浸透施設の規模も変更しなければ、特定都市河川流域の浸水被害の防止に大きな支障を与えることとなるため、変更する場合はあらかじめ許可にかからしめることとしているものです。一方、完成後の雨水貯留浸透施設に対する機能を阻害するおそれのある行為の場合、その規模にかかわらず行為を禁止することを目的としたものであることから、許可した行為の規模等の変更については改めて義務づけることはしないものです。仮に、全く別の行為に変更し、それが禁止の対象であるならば、変更ではなく新たな許可の申請になると考えられます。</p>
6	<p>「道路区域決定」の定義を”道路法第18条第1項に定める道路の範囲を確定する行為”とした場合、道路事業における「道路区域決定」済み箇所の取り扱い、事業認可取得済み箇所と同様に、雨水浸透阻害行為の対象外と考えてよいですか？</p>	<p>「道路区域決定」は既着手行為かどうかの判定基準として位置づけていません。道路区域決定が、事業認可取得等の事業化時点以前に行われる場合は、許可対象となります。道路区域決定が事業化時点以後に行われる場合は対象外となります。</p>

### 3. 農地関係

	質問	回答
1	ほ場整備事業で、農道整備する場合は、雨水浸透阻害行為の除外となりますが、ほ場整備事業後、農道事業で舗装行為のみ行う場合は、行為に該当しますか？	道路(舗装・未舗装を問わない)は「宅地等」として分類されるものであることから、農地の区画整理、改良又は保全を行うほ場整備事業で整備された未舗装農道(道路)における舗装行為は雨水浸透阻害行為に該当しません。 なお、未墾地を対象とした農地の造成等を行うほ場整備事業は、令第6条に規定する行為に該当するものではないことから、当該ほ場整備事業と一体で行われる道路整備は第9条第3号に該当し、雨水浸透阻害行為から除外されませんが、この場合においても事業後の舗装行為については、前述の理由により雨水浸透阻害行為に該当しません。
2	ガイドライン第4章第1節6(1)①イについて、農業農村整備事業等で該当する行為は次に掲げる行為とすること。ただし、これら以外の農業用道路のみの新設、変更又は保全を行う行為、未墾地を対象とした「農地の造成と一体的に行う農業用排水路、ため池、揚排水機場等の農業用排水施設及び農業用道路の新設又は変更を行う行為」並びに集落道、集落排水路、公園の整備等の農村の生活環境の改善のための行為については、令第6条に規定する行為に該当しないものであること。なお・・・ i) 農業用排水施設を新設、変更又は保全する行為 ii) 農地の区画整理、改良又は保全する行為及びこれと一体的に行う農業用排水施設もしくは農業用道路を新設、変更または保全する行為 ・・・ 上記のとおりありますが、 ①「未墾地を対象とした」は、どこまでかかりますか？ ②上記 i) には、「ため池、揚排水機場等」は含まれますか？ ii) には、「ため池」は含まれますか？	①「農地の造成と一体的に行う農業用排水路、ため池、揚排水機場等の農業用排水施設及び農業用道路の新設又は変更を行う行為」。 ② i)、ii) ともに含まれます。

### 4. 県規制関係

	質問	回答
1	雨水浸透阻害行為の対応施設の維持管理義務(土砂除去など)について、政省令に無いが、県規則等で示してもよいですか？	法、政省令、通達等に矛盾する内容でなければ、県で規則等を定められることに問題ありません。
2	ため池を埋め宅地化すること・水路をパイプライン化し埋めることは、「宅地等」に含まれるため、9条対象行為とならないですが、別途、総合治水協議会として、埋め立てを抑制する指導を行いたいと考えますがよいですか？	法、政省令、通達等に矛盾する内容でなければ、協議会で指導等を行われることに問題はありせん。

### 5. その他

	質問	回答
1	雨水浸透阻害行為の許可等について、補助金はありますか？	ありません。
2	市街化区域編入時に行う”治水協議”について、今後新法が指定される流域において当該協議の取り扱いについてはどのようになりますか？	治水協議については、その取扱いを変更することは考えていません。
3	愛知県では、従来、治水協議では、旧法上の河川の全体計画に都市化が見込まれていない区域の市街化区域編入ということで、全体計画の将来計画レベル(1/30)での流出増とならないようしてきました。 特定都市河川浸水被害対策法上の特定都市河川流域での、治水協議時の条件として、流域水害対策計画レベル(1/10)以上(基本方針レベル)を求めてよいですか？	都市水害新法と都市計画法とは法的にはリンクしていませんので、都市計画法をベースとした行政間協議で用いるレベルと流域水害対策計画のレベルを一致させる必要はありません。むしろ、氾濫域における市街化区域編入に係る問題を整理するため行う治水協議の場合、市街化の進展による流出増の抑制だけでなく、当該区域内の住民の生命、財産を保護する観点からも対策が必要となるため、結果として流域水害対策計画よりも高いレベルを求める場合もあり得ると考えられます。

6. 県回答分

	質問	回答
1	H16.5.14付け告示「土地利用形態ごとの流出係数を定める告示」に記載されている「耕地0.2」について、灌漑期においては湖沼、ため池並みと考えられ、もっと大きな数値と思われる。	「解説・特定都市河川浸水被害対策法施行に関するガイドライン」79ページに流出係数の設定根拠が示されています。
2	流域水害対策計画に位置づけられていない農林部が建設する排水機場は、雨水浸透阻害行為に該当するのか？流域水害対策計画に位置づけは、どのようにするのか？(流域水害対策計画とは？)	排水機場建設が、ガイドライン第4章第1節6「農地を保全する行為 i) 農業用排水施設を新設、変更又は保全する行為」に該当する場合は、雨水阻害浸透行為の対象外です。なお、阻害行為の対象となる排水機場建設の場合は、流域水害対策計画に位置づけられれば、雨水浸透阻害行為から除外されます。流域水害対策計画に位置づけるには、建設及び管理において、担保性を有することが必要となります。
3	農業農村整備事業の多くは、市町村、土地改良区等に移譲される。雨水浸透阻害行為に関する対策工事により設置された雨水貯留浸透施設についても、その管理者が維持管理を行うことになる。維持管理にあたり、どのような責務が生じるのか？	雨水貯留浸透施設の機能阻害行為を行うに当たり、その行為者は法18条許可の申請が必要となります。また、当該施設の管理者においては、土砂除去等維持管理行為が必要となります。
4	総合治水において、用いられている田畑の流出係数と、新法における流出係数は、異なりますが、今回の0.2という値については、新法での雨水浸透阻害行為専用のもと考えてよいのか？	下水道・河川など、その計算手法により、それぞれ用いる係数は異なるものですので、一般的に注意が必要です。
5	①農業用ため池の改修は、「農業用排水施設の新設、変更又は保全する行為」(ガイドラインP4-5)に含まれると判断でよいのか？ ②ため池の流出係数は1.0とされているということは、(例として)ため池を廃止し宅地化する場合、対策工事が不要ということか？ ③可能性は小さいが、耕地箇所のため池を新設する場合は、0.2→1.0となるのか？	①その通りです。 ②残念ですがその通りです。協議会としては、別途、ため池の保全を呼びかけたいと考えます。 ③そのとおりです。
6	新法6条施設は、具体的にどのような施設か。新法でいう防災調整池をイメージし、ため池を始め農業用施設は想定外としてよいのか。また、河川法の兼用工作物との重複はあるか。河川法の兼用工作物とした場合、管理に関する協定等を締結することとなるが、新法27条との関係はどのように解すればよいのか。	兼用については、多目的では可。法27条は、河川管理施設の管理者(河川管理者)以外の者が管理する保全調整池に関してのことです。
7	本県の農業用水路は、開水路からパイプラインにするものが大半であるが、雨水浸透阻害行為にあたらぬのか。土地を締め固める行為とは具体的にどの程度をいうのか。更にため池本体はフィルダムとして捉える施設であり、堤体は粘性土で設計した上、高度に締め固めるが、土造りの堤体幅を含めて阻害行為面積となるのか、あるいは現況も阻害行為と整理するのか。	水路、ため池は宅地等に含まれるため、9条の阻害行為にはあたりません(法2条第9項)。県から国土交通本省へのQ13、17参照のこと。
8	調整池の取り扱いについて、構造が不明であるが仮に現道路区域外に設けようとする場合、道路施設として区域をかけ、用地を取得することとなるのか。(現在の道路法では調整池は道路付属物として扱っていない。道路法の改定はあるのか。)又、この場合都市計画決定は必要となるのか？	道路管理者が設置する対策工事(調整池等)は道路本體工となります。
9	道路建設課所管事業の現道拡幅工事については、新たに開発された箇所のみを対象とする原則に基づく計算の上、算出することとなるのか。また、例えば宅地を用地買収して、道路整備をする場合、流出係数は宅地と道路(法面を有しないモノに限る)は同じのため、法律上は何の対応もしなくて良いと考えて良いのか。	拡幅部分のみ対象となります。宅地等から道路整備する場合は対策不要、農地などの宅地等以外から道路整備する場合は対策が必要となります。
10	第14条(許可の特例)について「国または地方公共団体と都道府県知事の協議が成立することをもって、第9条(雨水浸透阻害行為の許可)の許可を受けたものとみなす」とあるが、県事業(特に道路新設事業)については具体的にどういった扱いとなるのか。	「許可申請」の代わりに「協議申請」となります。内容は、官民ほぼ同様と考えます。具体的には具体例をもって調整させて下さい。
11	雨水浸透阻害行為について、例えば、次のような行為は該当するのか。 ①ガイドラインでは、道路の定義が「一般の交通の用に供する道路」とされていることから、3面張水路に蓋を設置し道路の一部としたときは、該当すると理解してよろしいか。 ②特定都市河川に指定される以前は、工場などが建てられていたのを壊して、砂利敷の更地としていたが、指定後この土地を舗装して駐車場としたときは該当するのか。	①水路は、法2条9項にて、「宅地等」に含まれるので、蓋かけををしようが、雨水浸透阻害行為に該当しない。 ③ガイドライン第4章3.「雨水浸透阻害行為の許可申請について」①口にあたります。
12	雨水貯留浸透施設の対策工事において、ポンプ排水方式の貯留施設としたとき、ポンプ操作規則は定める必要があるのか。	操作規則は、法令上、明記されていませんが、省令第8条の添付図書とする予定です。
13	宅地について ガイドラインP4-2 宅地の判断について、登記簿に記載された地目を参考にとあるが、市街化区域内の登記簿地目雑種地は宅地と判断するのか？又はあくまで現況重視か？ みなし宅地であることから曖昧に思われる。	地目は参考であり、現況や履歴を含め判断する。
14	広大な工場用地などが、分割され住宅宅地転用される事例があります。そのとき、緩衝緑地帯等が開発時に設けられております。その緑地の消失は阻害行為になるのか？	ガイドラインp4-2の⑧により、「締め固められた土地」に該当しない前提での雨水浸透阻害行為にあたります。緑地の消失は工場が立地した際の他法に基づく緑地の必要性を確認する必要があると思われれます。

	質問	回答
15	異なった土地所有者が開発し、同一の利用者(借地者)が利用する場合。単独開発は許可規模要件に該当しないが、利用形態から許可規模要件に該当する場合どちらを選択するのか？	行為者が、許可対象です。行為者の行為規模によります。県から国土交通本省へのQ5、6参照のこと
16	河川指定前に対策された土地の取扱いとは？また、指定後田畑等を駐車場等にする際、表面貯留等により対策された土地において、再度建築等で雨水浸透阻害行為がされる場合の対策は？	既に開発された土地が宅地等であれば対象外となります。また、宅地等以外の場合は雨水浸透阻害行為となりますが、既存の雨水貯留施設については対策として見込むことができます。
17	学校のグラウンド内にランニングコース(雨水透水機能を有するゴムチップ舗装)又は、アスファルト舗装の歩道(透水性舗装)を設置する場合、雨水浸透阻害行為に当たるのか？	9条三項から二項への行為で、雨水浸透阻害行為に当たります。
18	排水施設計画策定に関する流出係数は、危険側(水田に水がある灌漑期の状態)で勘案する必要があるため、耕地といえども流出係数は大きい値を使用している。 「特定都市河川浸水被害対策法規則第10条第3項に規定する流出雨量の最大値を算定する際に用いる土地利用形態ごとの流出係数」は、告示にて、耕地0.2と小さい数値である。貯留池算定するには、安全(規模大きくなる)側となるが、この流出係数の扱いについて、明記して欲しい。	排水施設の計画策定に使用する流出係数と、雨水浸透阻害行為における対策工事の計画にあたって使用する流出係数は、その目的の違いから異なっていることに問題はないと考えます。
19	ため池は、満水状態であっても、越流水深分が洪水調整容量となり、河川課サイドも貯留効果を評価している。しかし、告示におけるため池の流出係数は1.0で、埋めた場合も対策が不要であることとなった。第2回勉強会での説明は、「協議会においてため池の保全を呼びかけていく」であった。特定都市河川浸水被害対策法により各個人へ規制をかけることとなるが、ため池ほど貯留効果があるものを、みすみす逃すのではなく、他の地目と同様に正当な評価をし、何か規制を与えるべきではないか？	都市河川新法の枠組みにおいては、ため池の開発規制はできません。このため、ため池の保全は、水田の保全と合わせ協議会として保全の方針を打ち出していきます。
20	連立事業で仮線等永久構造物でない構造物を施工する場合、その仮線用地が元々畑等の場合は雨水浸透阻害行為にあたるか？	仮線等の仮設構造物(工事期間中、その工作物に替えて必要となる施設)については、施工上必要と認める期間において設置する行為は許可不要です。なお、許可は要しませんが、設置期間が1年を越え長期に渡る場合は、法第5条第2項に規定する雨水の一次的な貯留又は地下への浸透の努力義務に基づき、仮設構造物設置期間に限った仮設の流出抑制対策の実施が望ましいとされていますので、公共事業においては特にご協力をお願いします。
21	調整池の設置の要否、規模について、今後、下流河川の改修状況とは切り離して考えることとするのか？ 新川流域以外についてはどうするのか？	国から示された「ガイドライン第4章第1節9.(1)基本的な考え方」にも記載されているとおり、「開発後放流量においては、放流先の河川や下水道等の能力に関連する許容放流量を設定してはならないこと」としています。(ただし、他法令による規制がある場合はこの限りではありません。) また、新川流域以外の県内流域でも同様の考えで進めるつもりです。
22	学校のグラウンド内に透水性の舗装を施すことは、宅地等における行為なので雨水浸透阻害行為の許可は不要ではないですか。	学校の校庭、グラウンドについては、流出係数を定める告示(別表3)の”ローラーその他これに類する建設機械を用いて締め固められた土地(流出係数:0.5)”に該当し、宅地等以外の土地になります。従って、校庭、グラウンドにおいて舗装を行う行為は、透水性舗装であっても雨水浸透阻害行為に該当します。
23	既に宅地等に施工された土地が、農地転用違反等で申請手続きを指導した場合、既に宅地等にされた時が、新法の施行日より前であれば、雨水浸透阻害行為の許可は不要と解釈すればよいのか。	あくまで農地法の違反行為であり、新法施行時点で現に宅地化されていれば、新法における違法行為とはなりません(雨水浸透阻害行為としては、許可不要となります)。
24	田畑を資材置き場等にするため雨水浸透阻害行為の許可がされ、完了検査のため現地へ行ったところ、都市計画法で許可が出来ないような建物が違反として建てられたケースで、雨水浸透阻害行為の許可内容は適合している。このとき都市計画法は別の許可と割り切って、新法の検査済証を交付すべきか否か。「後々都市計画法で違反是正の指導が継続して必要なものについて」	資材置き場(締め固められた土地。流出係数:0.5)に建物が建築されていた場合、その土地利用の形態が宅地(流出係数:0.9)と解されるため、それに見合った対策工事の実施が必要となります。なお、雨水浸透阻害行為申請の許可を受けた後に第10条第1項各号に掲げる事項の変更をする場合には、法第16条に基づく変更の許可が必要となります。
25	宅地等以外の土地で、1,000㎡以上の浸透性舗装の駐車場を設置した場合は雨水浸透阻害行為に該当するということから、雨水浸透阻害行為の許可申請が必要となる。そこで、対策工事としての浸透性舗装は、砕石路盤などの空隙貯留量は浸透能力に含まれるのか。また、透水性平板ブロックも浸透性材料に該当するのか。	空隙貯留量の取り扱いについては、技術指針に記述しております。透水性平板ブロックについても、浸透機能を有していれば浸透能力を評価した上で見込むことは可能です。
26	一部の区域を除いた一宮市内全域では、雨水流出抑制の視点から、600㎡までを限度として浸透施設設置(浸透ます・透水性舗装)に対し、補助金を交付している。上記のような浸透性舗装の駐車場を設けたとき雨水浸透阻害行為に当たるのであれば、本市の要綱を改正して、1,000㎡未満の透水性舗装の設置について600㎡まで補助金を交付することは、法等に矛盾するのか。	都市河川新法は、補助金の交付要綱を制限するものではありません。

	質問	回答
27	宅地分譲のみによる土地造成は雨水浸透阻害行為となるということだが、大規模開発ではない、いわゆるミニ開発で、調整池などを設置することが困難な場合には、区画毎の雨水抑制施設設置を指導することになるのか。またその場合、将来に建築される住宅やカーポートなどの位置等を見越しての雨水抑制施設設置の指導は不確定要素が多く、指導が難しいと考えられる。このようなケースはどのようにお考えか。	法第9条の許可は、雨水浸透阻害行為を行う者に対して行うものであり、開発事業者等が申請を行うこととなります。左記ケースの場合、ミニ開発の行為者が許可を受けて開発を行うこととなりますが、その際に分譲者が未確定であったり建物配置などの具体的なプランを持っていない場合は、仮の池などの当面对応できる対策工事により許可を受ける必要があります。なお、工事完了検査合格前において法第10条第1項各号に掲げる事項の変更をしようとする場合には法第16条の許可が、また工事完了検査を合格した当該対策工事(雨水貯留浸透施設)において、その「機能を阻害するおそれのある行為」を行う場合には、法第18条の許可を受ける必要があります。
28	例えば1,000㎡の敷地に対して3%の緑地を設けた場合、緑地部分を開発面積と見なさなければ対象面積は1,000㎡を割ることになりますが、あくまでも、緑地も含めた全面積を対象とすれば良いか？(当市の現在の指導では緑地部分を対象から控除している。)	宅地等以外の土地から、緑地部分について宅地等以外の土地にする前提においては、緑地の種類にもよりますが、その緑地が目的を持って締め固められ、車両等が容易に走行できる程度に締め固められた土地でなく、単に整地された土地や締め固められていない盛土がされた土地であれば、土地利用が「林地、耕地、原野その他ローラーその他これに類する建設機械を用いて締め固められていない土地」に該当するため、当該土地は雨水浸透阻害行為には該当せず、阻害行為面積算定の対象にはなりません。
29	数万㎡の広大な敷地をもつ工場において、新規の建物が建てられる場合、どのように扱えば良いか？ ※大規模工場の場合、全ての敷地が宅地のみであると限らない為、敷地のどの部分に対して阻害行為として扱うのか困ると思われま。	建物の用に供する土地は宅地に該当しますので、一体的に利用されている工場敷地の土地は基本的には宅地と判断されます。ただし、国から示された「ガイドライン第4章第1節10.(2)流出係数の適用①宅地」にも記載されていますが、宅地のうち、公園内の図書館、運動場の観覧席、ゴルフ場のクラブハウスその他当該土地利用の建物とそれ以外の割合が一般的な宅地と大きく異なる土地利用形態の土地については、当該建物等の敷地の範囲を特定の上、宅地の流出係数を適用し、その他の土地についてはそれぞれふさわしい流出係数を適用することとなります。
30	現況地目、登記簿上の地目が実際には異なる場合があるが、どちらを優先して考えれば良いか？(土地に対する課税は現況に対して行っている。)	登記簿地目はあくまで参考であり、現況地目および過去のその土地における利用状況から判断します。
31	道路の路肩部分の草地(草地は道路用地内)を水路にする場合は、雨水浸透阻害行為となるのか。 (草地の幅員は概ね1m程度、水路を設置する延長は500m以上)	道路敷地は宅地等に該当するため、草地であっても雨水浸透阻害行為に該当しません。
32	大規模な工場敷地に設置されている、広大な緑地帯や運動場を駐車場にする場合は、雨水浸透阻害行為となるのか。 ※雨水浸透阻害行為となる場合、通常は工場内の緑地を駐車場にする時は、届け出は不要と思われる。また、工場内の緑地帯が駐車場に形質変更されても、確認することは困難である。 雨水浸透阻害行為となる場合、現地確認の方法は、また、届け出についての周知はどのようにするのか。	建物の用に供する土地は宅地に該当しますので、一体的に利用されている工場敷地の土地は基本的には宅地と判断されます。ただし、国から示された「ガイドライン第4章第1節10.(2)流出係数の適用①宅地」にも記載されていますが、宅地のうち、公園内の図書館、運動場の観覧席、ゴルフ場のクラブハウスその他当該土地利用の建物とそれ以外の割合が一般的な宅地と大きく異なる土地利用形態の土地については、当該建物等の敷地の範囲を特定の上、宅地の流出係数を適用し、その他の土地についてはそれぞれふさわしい流出係数を適用することとなります。 また、工場内の緑地帯が駐車場に形質変更された場合には確認することが困難であると予測されますので、建築士会や舗装業界等の各種業界団体への十分な周知が必要となります。なお、あとで違法となる行為が発見された場合は、行為者のみならず施工者も令第20条の監督処分の対象となります。
33	名古屋空港内の緑地部分(例:滑走路横の草地、小牧基地内の緑地や樹木の生えている部分)について、滑走路を広げる、水路を設置する、緑地を埋め立て駐車場にする等、緑地部分を形質変更する場合は、雨水浸透阻害行為となるのか。 雨水浸透阻害行為となる場合、現地の形質変更の確認は通常では困難であるため、現地確認の方法及び、届け出についての周知はどのようにするのか。	飛行場の土地は、令第1条の「雨水が浸透しにくい土地」に該当するため、飛行場の機能から一体不可分な土地(滑走路、誘導路、過走帯、ターミナル施設等の敷地の範囲)は宅地と判断されるため、雨水浸透阻害行為には該当しません。

	質問	回答
34	流出係数について、耕地の流出係数「0.2」の根拠文献について、該当箇所を明示願います。	耕地「0.2」の根拠のうち、 1段目の0.1～0.3は、(社)日本道路協会発行の道路土工指針(排水工指針)P20、農業土木ハンドブック第6版、表9.34(a)の「畑」を根拠としています。 2段目の0.24～0.35は、前回示した出典8)「土地利用形態と出水特性—ゴルフ場・放牧地の場合—」は誤りで、正しくは6)「土地利用形態と出水特性—林草地・ゴルフ場・運動場の場合—」(杉山・田中、農土論集、130(1987))です。この中のfig.7から運動場畑複合域と運動場の数値を読み取り、面積比に基づいて畑地の流出係数を推定し、0.24～0.35という結果を得たものです。 3段目の0.13～0.16は、『全国流出試験地報告(建設省土木研究所)』のデータを用いた『防災調節池等技術基準(案)解説と設計実例(社団法人日本河川協会)』p.15の図2.5における畑地流域の値を読み取ると0.13～0.16であることから、当該値を採用しています。
35	公共事業での肩代わりについて、民間開発の負担軽減のため、市町などが公共事業で浸透阻害行為対策をまとめて肩代わりすることは認められるのか。	法第9条では、雨水浸透阻害を行う者がその行為を行うにあたり許可を受けなければならないとされています。そもそも、市町が下水等で治水対策を行っても、充分でない流域での指定ですので、このようなことは考えられません。なお、市町が民間から受託することは考えられます。
36	河川の堤防等築造工事はどう扱うのか。堤防が道路と兼用となるケースなどもあるが。	法第9条にも記載されていますが、河川改修など流域水害対策計画に基づいて行われる行為は「雨水浸透阻害行為」の対象外となります。
37	学校のグラウンドは宅地等以外の土地に該当するが、このグラウンドを掘下げてオリフィスにより表面貯留する際、グラウンドの土を入れ替えて透水性の高いグリーンサンドにより整備したとき、雨水浸透阻害行為に該当するのか。なお、こうした貯留施設を流域水害対策計画に位置付ければ、当該行為の対象外と理解してよいか。	行為後の土地利用が行為前と同一(本件の場合は、グラウンド)であれば、行為自体が行為前に比べて雨水の浸透を著しく妨げるおそれのある行為でないため、法第9条に規定される「雨水浸透阻害行為」に該当しません。 なお、貯留機能に加えて透水性の高い構造等の採用により透水機能を確保することは、都市部における「水循環」の観点からも望ましい行為と考えられます。
38	貸駐車場、マンションの空地などの地盤を切り下げた表面貯留において、当該施設の周囲にU字溝を設置しオリフィス柵に接続した場合、初期雨水が貯まるU字溝の内空容量は雨水浸透阻害行為の対策量にカウントしてもよいのか。	排水施設が有する空隙の貯留機能は、調整池容量計算システムにより算定できます。技術指針を参照。
39	雨水浸透阻害行為の地盤と放流先の用排水路・道路側溝等との高低差がなく、自然放流とならない場合は潜りオリフィスとなるが、こうしたケースに関するマニュアルあるいは計算プログラムを作成されたい。	地形等の状況により自然放流がどうしても困難な場合も想定されますが、この場合は放流先の水位条件等を考慮して、個別に許容放流量の検討が必要と考えられます。
40	道路の草地は雨水阻害行為に該当しませんとあります。さて、豊山町の一部の地域では農地部分を片側1m道路用地として借地しています。借地部分の地目は「田」。現況は道路の路肩部分で「草地」になっていますが、その草地部分に水路を整備する場合、道路として借地していることから、「雨水阻害行為に該当しない」とよいのか。	路肩から路肩までの道路敷地内であれば、「宅地等」に該当するため部分的に草地であっても、そこで行う行為は雨水浸透阻害行為に該当しません(植栽帯と同じ扱いとなります)。また、「ガイドライン第4章第1節3.(1)宅地及びその他の土地利用形態の判断①宅地」にも記載されていますが、登記簿地目は現況の土地利用を判断する際の一つの参考であります。 当該草地が道路敷地であれば、現況の土地利用が「宅地等」と判断されるため、そこで行う行為は雨水浸透阻害行為には該当しないと判断されます。
41	農地を市町が購入して水路を建設する場合、一定の面積以上は雨水浸透阻害行為になると思いますが、例えば一回目の事業決定は490㎡(水路幅1m、工事延長490m)で、二回目の事業決定は数年先に決まり(二回目は510㎡)、合計で1000㎡となる場合は、合計の1000㎡ではなく、二回目の510㎡のみ雨水浸透阻害行為になると理解すればよいのか。毎回の面積は490㎡程度を数年に分けて事業決定した場合は、「雨水浸透阻害行為に該当しない」と理解してもよいのか。	「ガイドライン第4章第1節3.(2)許可の申請単位」では、許可の申請単位として「事業期間が5年程度となる一連の事業区域を基本」とされています。特に、公共事業の場合では、一連の事業計画があれば実施時期によらず率先して貯留浸透対策を実施することが必要であると考えられます。
42	飛行場の土地は「雨水が浸透しにくい土地」となると回答されていますが、名古屋空港(自衛隊を含む)の場合、どこまでが飛行場の土地となるのか。例:一般の人が入らないよう、フェンスで区切られた飛行場敷地全てになるのか。	飛行場として利用されている敷地となります。一般的にはフェンスで囲まれた範囲の敷地が該当します。 「ガイドライン第4章第1節10.(2)流出係数の適用⑤飛行場」を参照。
43	飛行場の土地は「雨水が浸透しにくい土地」とすると、仮に今後、愛知県が空港内の草地部分を民間に売却した後、民間企業が雨水浸透阻害行為をするにあたり、元の土地が飛行場であるため、民間企業は草地であっても対策を実施しなくてもよいのか。	行為前の土地利用が飛行場であれば「宅地等」に該当するため、法第9条の「雨水浸透阻害行為」には該当しません。
44	9条の対策工事として地下貯留池を設置する場合、深度が浅く、上部から流入しない構造である場合は、池の上部を宅地0.9として扱うのか?	敷地の土地利用は、地下施設(例:地下駐車場、地下貯留池など)の有無に関係なく、その土地の地上における土地利用形態により判断されます。

	質問	回答
45	芝生を栽培する畑の流出係数は0.2か0.5か？	土地の利用形態が畑(耕地の目的に供される土地)であれば、栽培する作物によらず「流出雨水量の最大値を算定する際に用いる土地利用形態ごとの流出係数を定める告示」の別表4「耕地(流出係数:0.2)」と判断されます。なお、ゴルフ場で特に雨水を排除するための排水施設を伴う土地は、「同告示」の別表3「ゴルフ場(流出係数:0.5)」に該当します。
46	例えば下層路盤まで仕上げられた道路を、法施行後As舗装する場合も同様に、雨水浸透阻害行為に該当しないものと考えればよろしいですか。	法指定時点において既に着手している行為であれば、「ガイドライン第4章第1節3.(4)①既に工事に着手している行為」から、雨水浸透阻害行為の許可は要しません。また、道路は舗装・未舗装に関係なく「宅地等」であるため、一般の交通の用に供する道路で行う行為(未舗装道路を舗装する行為)は、雨水浸透阻害行為に該当しません。
47	学校のグラウンドは宅地等以外の土地に該当するが、このグラウンドを掘下げてオリフィスにより表面貯留する際、グラウンドの土を入れ替えて透水性の高いグリーンサンドにより整備し、かつ雨水を貯留した後すぐにグラウンドが使用できる目的で、透水管を埋設したとき、雨水浸透阻害行為に該当するのか。(オリフィスと透水管の敷高の関係は別図参照。)なお、こうした貯留施設を流域水害対策計画に位置付ければ、当該行為の対象外と理解してよろしいか。	暗渠排水構造物であっても敷地からの排水性を高める構造物と考えられます。ただし、暗渠排水施設の流末にオリフィスを設け、区域外への排水を抑制し、積極的に浸透をさせる構造物は雨水浸透施設と考えられます。
48	従前地が田である場所を、駐車場と店舗を分け各々500m <sup>2</sup> 未満(合計では500m <sup>2</sup> 以上)で開発を行う場合、店舗部分は開発許可を必要とするが、駐車場部分は開発にはならず農地転用許可のみになる。個別では許可対象とならないと考えるが事前検索として市窓口で案件を拾うことができるため、両方を合わせて許可対象と判断してよいか。	店舗は開発許可のみ、駐車場は農地転用許可のみであっても、同一開発者が両開発を同時に行う場合、500m <sup>2</sup> 以上となり、雨水浸透阻害行為の許可が必要です。
49	従前地が田である場所を最初に店舗400m <sup>2</sup> で開発し、その後隣接して駐車場1,000m <sup>2</sup> の一定期間において同開発業者が開発した場合、第3回勉強会の豊山町の2の回答で、『許可の申請単位として「事業期間が5年程度となる一連の事業区域を基本」としている』ため、一つの案件として取り扱うべきかと考えるが、次の開発が行われて初めて同一案件であると発覚するこういったケースでの対策量計算はどうなるか。またどのように申請したらよいか。	本件では、最初の開発時に1400m <sup>2</sup> の計画で許可を取ることが本来ですが、400m <sup>2</sup> の開発時にその後の開発が未定であれば400m <sup>2</sup> 分は許可不要、1000m <sup>2</sup> 開発時に1000m <sup>2</sup> に対して対策工事を行うこととなります。
50	工場等、宅地面積の広いものが敷地拡張して増築する場合は、基本的に拡張する敷地内での雨水流出抑制対策をするという判断だが、既設の雨水流出抑制施設に対策余裕部分があれば、その分をカウントして新設する雨水流出対策量を計算をすることは可能か。	既設の流出抑制施設を経由する対策は、現況の土地利用での現況流出抑制施設からの流出量が、開発後も増加しないことであるため、施設の対策余裕という考え方はありません。
51	許可を受けた宅地分譲後、「機能を阻害するおそれのある行為」を行う場合は18条の許可を受ける必要があるとしている。その行為は戸別住宅の建築を指すと考えるが、宅地分譲後は各筆毎の建築確認となるため、当初の開発面積での許可内容との整合をどのように考えるのか。また戸別住宅が500m <sup>2</sup> 以下である場合はどのように考えるのか。	本件は、宅地分譲を前提とした造成時点に区画割りが未確定のため、造成のみで許可を行ったものであることから、宅地の流出係数0.9により対策工事が完了している(造成地の一角に調整池を設置)と考えられます。その後設置済みの調整池と同等の能力のある貯留施設を各戸に設置するものと思われますので、開発者により法18条申請を開発地全体で許可を受けていただくこととなります。
52	業者によって開発された一区画の建売分譲住宅が、分譲後、各住宅が個人所有となったとき、区域全体の調整池などによらず、各戸別の浸透・貯留施設が設備された場合では保全、建替え等をどのように考えるのか。(建売分譲は各戸500m <sup>2</sup> 未満が多い)	各戸に設置された雨水貯留浸透施設も法9条の許可を受ければ、各々の施設を改変する場合は法18条の許可が必要となります。
53	全体で900m <sup>2</sup> の浸透阻害行為で、2つの許可権者にまたがる行政区域内に各450m <sup>2</sup> ずつかかる場合の許可申請は不要か？	いずれの許可権者においても許可規模要件を500m <sup>2</sup> に引き下げられる前提においては、ガイドライン第4章第1節5(2)に従えば、各許可権者の行政区域内における阻害行為面積が500m <sup>2</sup> 以上かで許可が必要か否かを判断しますので、左記の場合には許可不要となります。例:尾張建設管内と海部建設管内にまたがる開発の場合、許可が必要、名古屋市と県にまたがる場合(上記のケース)、許可は不要。
54	浸透施設の空隙部を利用し、貯留効果を見込むことができ、調整池容量計算システムでは空隙貯留効果が計算に反映されているが、浸透ますなどの空体積も貯留効果に見込んでいると理解してよいのか。	浸透ますの空体積も空隙率100%として空隙を見込むことができます。
55	底面、および側面部に浸透構造を有した調整池は浸透・貯留施設とすることが可能でしょうか。また可能な場合、浸透量、貯留量の計算方法を教えてください。	浸透池については、底面のみから浸透するものとしてKfを求め浸透施設として設計が可能です。

7. 窓口で想定される Q&A

1	平成18年1月から雨水浸透阻害行為の許可が必要と聞いたが、都市計画法の開発許可とどう違うのか。	都市計画法第29条の開発許可は、建築物を伴う土地の形質の変更に許可を要しますが、雨水浸透阻害行為許可は、土地の浸透能力を阻害する行為に許可を要するもので、建物を伴わない駐車場にするための舗装や、ローラー等で締め固めるだけの行為も許可が必要です。
2	平成18年1月の前に農地転用の許可を受けていれば、雨水浸透阻害行為の許可は不要か。	平成17年12月31日までに都市計画法第29条の開発許可を受けてるものは、雨水浸透阻害行為の許可は不要ですが、農地転用、砂防指定地内行為許可などその他の土地開発に関する許可を受けているかどうかでは雨水浸透阻害行為の許可の要否の判断はしません。平成18年1月1日時点で既に工事に着手している場合に許可が不要となります。 12月中に許可が可能かどうかは、都市計画法の許可窓口へご相談ください。
3	水田を埋めて畑にしたいが、雨水浸透阻害行為の許可は必要か。	水田から畑への改変は雨水浸透阻害行為にあたりません。
4	開発区域が、宅地と畑が混在してる状況だが、全体の開発面積が500㎡で雨水浸透阻害行為の許可が必要か。	宅地等から宅地等、舗装された土地から宅地等にする部分は雨水浸透阻害行為には該当しません。耕地から宅地等など雨水浸透阻害行為に該当する区域の合計が500㎡以上かどうかで判断します。
5	畑を宅地にしたいが、畑が宅地並みの課税をされていれば宅地と判断してよいか。	土地利用の判断は現況の土地利用状況で判断します。地目や課税の状況は現況で判断しにくい場合の参考とします。
6	昔建物が建っていたが、現在は更地の状況だが、土地利用の判断は「締め固められた土地」か。	過去において、写真・図面等で建物のように供していたことが明らかである場合は、「宅地」と判断します。
7	ため池の埋立は雨水浸透阻害行為か。	「ため池」は宅地等に含まれるため、埋め立ても雨水浸透阻害行為に該当しません。
8	宅地は、建物部分のみと考えてよいか。	「宅地」は、建物と付帯する庭園、駐車場を一括して宅地と判断します。原則庭園、駐車場に別の流出係数を適用することはできません。別の流出係数を適用する場合はQ9を参照。
9	広大な土地に小さな建物を建てても全体として「宅地」と判断しなければならないか。 工場に広大な庭園を設置する場合も全体として「宅地」と判断されるのか。	公園内の図書館や運動場の観覧席など、建物以外の土地利用が全体の7割以上を占める場合は、宅地の範囲を特定の上「宅地」の流出係数を適用し、建物以外の土地利用については当該土地利用の流出係数を適用します。 工場の庭園など広大な面積を占める「耕地」を有する場合は、その占める割合が7割未満でも、500㎡以上を占める時は、工場敷地を特定の上「宅地」の流出係数を適用し、庭園に「耕地」の流出係数を適用します。
10	土地区画整理事業が完了した区域内にある、宅地として計画された土地で、平成18年1月1日時点で耕地である土地を宅地化する場合、雨水浸透阻害行為に該当するか。	土地区画整理事業が完了した区域内にある、宅地として計画された土地で、平成18年1月1日時点で耕地である土地を宅地化する場合は、「近い将来に宅地として利用するため、造成されている土地」と判断し、雨水浸透阻害行為に該当しません。 ただし、土地区画整理事業完了後20年以上宅地化されていない場合は、「近い将来」に当たらないとして、課税の状況や農業委員会の意見などを参考に総合的に判断します。
11	雨水浸透阻害行為の許可を受け、雨水貯留浸透施設を設置した後、土地区画整理事業が発足し、当該行為地が換地され雨水貯留浸透施設の撤去が必要なときはどう処理すればよいか。	雨水浸透阻害行為の許可により設置された雨水貯留浸透施設を撤去する場合は法第18条により許可が必要です。この場合、許可を受けた土地からの流出雨水量を増加させないよう代替施設を計画することで許可が得られます。原則過去に許可を受けた土地の区域内に代替施設を計画することが望ましいですが、土地区画整理全体で流出増がないよう一括して対策を行うことも可能です。

12	490㎡の舗装を行い、10㎡の緑地帯を設置しますが、雨水浸透阻害行為の許可は必要か。	舗装された土地と、緑地（耕地と判断された場合）は、複数の土地利用の複合体で判断する宅地と違い、個別土地利用で判断するため、この場合、雨水浸透阻害行為に該当するのは舗装された土地のみで500㎡未満であるため、雨水浸透阻害行為の許可は必要ありません。
13	新川流域と他流域をまたぐ開発は、許可の要否をどのように判断するか。	流域変更がない前提で、新川流域内の雨水浸透阻害行為面積が500㎡以上かで許可の要否を判断します。 原則流域変更は認めませんが、やむを得ず新川流域外の区域を取り込む場合は、その取り込む区域の面積は500㎡未満とし、取り込んだ区域と流域内の区域全体で雨水浸透阻害行為の許可を受けることとします。
14	耕地を宅地造成し、造成された更地として一旦工事を終了する場合、流出係数は「締め固められた土地」でよいか。	宅地の分譲を前提とした造成工事は、建築物を設置しなくても、近い将来に宅地にするための造成であるため、「宅地」と判断します。
15	宅地造成のみを行い、小堤方式で土地全体で貯留することで許可を受けた土地に建物を建築する場合の手続きはどうか。	建築物により小堤方式で造られた調整池の機能を阻害する場合、法第18条の許可を要します。貯留施設の機能を阻害した相当の代替施設の設置をすることで許可が得られます。
16	許可権者が異なる名古屋市と春日井市をまたぐ雨水浸透阻害行為の許可は、それぞれの窓口で許可を得なければならないか。	許可権者が異なる区域をまたぐ雨水浸透阻害行為の許可は、それぞれの許可権者から許可を受ける必要があります。申請書はその内容を同一とし、それぞれの許可権者に提出し、それぞれが十分連携を取り行為全体を審査し、許可日は同時とします。
17	同じ愛知県知事の許可であるが、複数の建設事務所にまたがる雨水浸透阻害行為はどのように申請すればよいか。	知事許可で複数の建設事務所をまたぐ雨水浸透阻害行為は、行為面積の大きい市町で一括受付を行い、許可を行います。その際一方の市町への副本をあわせて提出していただきます。
18	国・地方公共団体の行う雨水浸透阻害行為は法第9条の許可ではなく、第14条の協議となるが、土地区画整理組合、土地改良区などはどちらになるか。	地方公共団体は、都、道、府、県、市、町、村の他、特別区、一部事務組合、広域連合、全部事務組合、役場事務組合、財産区、地方開発事業団がそれにあたり、土地区画整理組合・土地改良区は法第9条になります。
19	平成18年1月1日時点で既に工事に着手している行為は、許可を要しないと聞かすが、何をもって工事着手とするのか。	原則、土地の改変に係る工事に着手している場合を言いますが、他の法令等による許可に係る着手届が提出されている場合、その着手日で判断します。